

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和4年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
建 設 部 長	小酒井 章 義	教 育 次 長	佃 良 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
--------	---------	-----------------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
主 事

恒 川 祐 輔

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位には、出務、大変御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人議員、13番 田代はつ江議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 長 岡 文 男 議 員

○議長（山川直保） それでは、2番 長岡文男君の質問を許可いたします。

2番 長岡文男君。

○2番（長岡文男） 皆さん、おはようございます。

最初に、質問に入りますその前に最近のロシアによるウクライナ侵攻について一言申し上げたいと思っております。

2月の24日、ロシアがウクライナへの軍事的な侵攻を開始いたしました。今、子どもを含む多くの貴い命が奪われているという悲惨な事態を招いております。報道を目にするたびに大変胸を痛めております。犠牲となられた方々に深い哀悼の意を表します。今回の侵攻は世界平和に背を向ける極めて遺憾な行為で、一刻も早い平和的な解決を望むものでございます。

それでは、議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず、1つ目の質問といたしまして介護人材対策の取組について。

その1点目としまして介護人材の現状についてお聞きいたします。

2020年1月より国内外で新たな脅威となった新型コロナウイルス感染症の蔓延により一般の生活のみならず全産業において様々な支障を生じる結果となっております。

介護の分野におきましても、介護職や利用者の皆さんの感染症対策もさることながら、人材の不足により、訪問介護や通所介護、そういったサービスの提供の停止や事業閉鎖を余儀なくされているところもございます。介護を必要とする高齢者の方は増加するものの働き手となる人材が少ないのが現状のようであります。

経済産業省の試算によりますと2035年に介護の分野での人材の不足は全国で79万人に達すると言われております。現在でも人材不足と言われている中、さらなる人材不足の時代がやってくるわけです。

介護サービスは要介護高齢者とその家族の日常生活にとって必要不可欠なものなので、新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な不可欠な職員が不足した場合であってもサービスの提供を続けなければなりません。

そして、高齢者の密集を避けるために通所サービスの通常の形で実施できないような場合であっても代替えのサービスの提供が求められているわけでございます。こうした高齢者の生活に密着した介護分野での人手不足は高齢化社会にとって深刻な問題でございます。

一般的に、人手不足になりやすい業界は、離職率が高い、給与水準が低い傾向にある、需要に対して働き手が少ない、こういったようなことがあると言われておりますけれども、高齢化が進み、介護サービスを必要とする方が非常に多くなっていることや、介護保険制度では介護報酬の上限、他の業界で申しますと売上げの上限、そういったものが決められていること、そうしたことが賃金や給与の抑制につながっているような部分もありまして、そういったことが人材の確保を難しくしている、そういったこともあるかもしれません。

コロナ禍の状況の中で、岐阜県では、緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保や介護職員が安全に安心して業務に就けるよう支援を行うために、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業として、緊急時における介護人材確保に係る費用、職場の環境整備に係る費用、介護人材の応援派遣等に係る費用あるいはそうしたことのコーディネートに係る経費等を県の補助金として実施されております。

この2月より、国のコロナ克服新時代開拓のための経費対策に基づいた介護職員の収入を、3%、月額9,000円引き上げる目的としまして介護職員処遇改善事業が実施されております。市内の事業所でもこういった事業に早速取り組んでいただいているところもございます。

そこで、市において介護人材の確保は喫緊の課題であると思っておりますけれども、市内における介護職の充足率または給与、賃金の処遇状況の現状はどのようなものであるか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えさせていただきます。

介護人材の不足は全国的な課題となっております。厚生労働省によりますと、高齢化のピークとなる令和22年度は、西暦では2040年となりますが、全国で介護職員が約69万人不足すると推計されております。

郡上市におきましては、令和3年2月に市内介護サービス事業所を対象に調査を行いました、その時点で介護職員が全体で42人不足しているといった状況を把握しております。

また、平成31年度に行った調査において市内で働く介護職員の年齢層を把握いたしましたが、半数が50歳以上という状況であります。こうしたことから、郡上市においても、今後、介護職員の不足問題は一層厳しい状況になっていくと予測しております。

賃金については令和元年度の厚生労働省の賃金構造基本統計調査の結果において40歳前後の業種別平均給与が確認できます。一つの例ではありますが、看護師と介護職員を比較すると月給ベースで介護職員のほうが10万円ほど低い水準となっております。

郡上市においてもハローワークから毎月発行される求人情報によりますと介護職員はほかの職種の月給よりも相対的に低い水準にあるということは認識しております。

この2月から介護職員の収入を3%程度引き上げることを趣旨とした処遇改善支援補助金の交付手続きが始まっています。現在、県が介護サービス事業所からの申請を受け付けているさなかであります、市内の介護サービス事業所においては、ほぼ全ての事業所が申請を行っている、あるいは今後行う予定という状況です。

この補助金を申請するに当たっては介護報酬における既設の処遇改善加算を取得していることが前提条件となりますので、ほぼ全ての事業所がこれまでも介護報酬の加算を取得して賃金の増額を実施している状況です。

ただし、補助金や介護報酬の加算といった収入形態は事業所にとっては不安定なものと受け止められており、月給の上乗せという形より一時金として職員に支払われる形が多いことを確認しています。

そのほかの県の補助事業の活用状況についてですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金については業務に従事した職員への慰労金や感染予防のためのかかり増し経費に対して市内の多くの法人が活用しています。

I C Tの導入や介護ロボットに関する補助金につきましては幾つかの法人がタブレット端末やイヤホンマイクまたヘッドセットを装着して会話ができる通信機器であるインカムなどの導入経費に対して活用しています。

外国人労働者の受入れに関する補助金については幾つかの法人において受入施設が行う日本語や介護の学習支援の経費に対して活用しています。

外国人に介護職として働いていただく仕組みといたしましてはE P A（経済連携協定）や技能実習生、介護の在留資格といった枠組みがありますが、いずれかの枠組みを通じて市内で介護職として働いている外国人の方は25名ほどおられる状況です。

以上、申し上げましたとおり、事業所におかれては慢性的な人手不足とコロナ禍により大変苦しい状況であります、感染対策や職員の働きやすさなどに細かく配慮されながら介護サービスの提供を継続されておられることに、市としても心から感謝を申し上げます。

様々な補助事業についてはこれまでも事業所に対して周知を図っておりますが、今後においても、できるだけ多くの事業所に活用していただき、少しでも人材不足の問題を解消できるよう市としても努力していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（2 番議員挙手）

○議長（山川直保） 長岡文男議員。

○2 番（長岡文男） 非常に丁寧に調査していただいて本当にありがとうございます。

今、お話がございましたように、介護職員自体、平均が50歳以上ということは非常に高齢化しておるというようなこと。それから、ほかの医療分野等に比べますと非常に低い、そういった賃金の水準であるということが分かりましたので、そういったことの改善にぜひ努めて、市としてリーダーシップを執りながら、中小企業の施設が多いわけですので、そういったことに力を入れていただきたいと思います。

それから、先ほど不足の人数の話が出ましたけれども、介護保険の8期の計画の中で、将来的な不足人数を試算する、そういった計画の中に入れるということが国のほうから指示が出ておったかのように思っておりますけれども、介護の必要な人から介護職員がどれほどいるかという、そういった将来的な必要人数を導き出しまして、今後、どれだけ不足してくるかということを測っておけばそういった不足人数に対する対策が立てやすいのではないかというふうに思いますので、またそういったこともいろいろ研究をお願いしたいと思います。

そうした実態を踏まえまして、次に2点目に介護職確保対策についてでございます。

これは先ほどの答弁の中で一部触れられておる部分もございましたけれども、介護職員の不足につきましてはコロナ禍以前からの慢性的な問題であります。昨年の3月に策定されました高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の中の第7章の基本計画の中に介護職確保対策の推進という項目がございます。これは郡上市の計画ですよ。

その対策としまして、1つとして介護職員初任者研修受講費の助成、2つ目として介護人材バンクの運用、そして3つ目として介護職養成の仕組みづくり、4つ目として新たな奨学金制度の導入、

5つ目として介護人材確保のための支援制度の周知。この5つの取組を掲げてあります。

また、新年度の予算には、深刻化する介護人材不足の対応として、初任者研修受講費助成、奨学金返済支援、介護のお仕事魅力発信講座、介護のお仕事体験事業、こういったものが挙げられておりまして、総額では184万円ほどの予算をつけてございます。

私は、今、こうしたいろいろな種類の事業、いずれも非常にすばらしい事業であって、これからもずっと継続して取り組んでいただきたい、そういった事業ばかりであると思っております。

しかしながら、先ほどから申しております今現在の人材不足に対して非常に即効性が乏しいと感じております。市におきましても介護職やそういった方の募集あるいは求人を行うことがあろうかと思えますけれども、特に新卒や若い年代の方はこういった条件を希望されているのか。離職される方も多いです。離職の理由は何か、そういったことを研究し、解決することが必要かと思えます。

私が事業所の人事関係者の方にお話をお聞きする中では、職員採用において新卒者や転職者が応募で一番重視するのは、特に、給与、賃金、そのほかに、住宅、休暇、そして住宅の確保、そういったこと。

特に住宅の確保の支援につきましては、医師や看護師等の医療関係者の住宅確保支援は比較的進んでいるものの、介護従事者についてはあまり進んでいないような気がいたします。

一部の事業所では職員住宅を持っているところもあるようでございますが、その維持には大変な費用がかかっているそうでございます。他市を見てみますと、住宅手当であるとか家賃の助成、宿舍の借上費の助成、こういったものが市の制度として行われているところもございます。

そしてまた、近年、先ほどもお話がございましたけれども、新たな介護人材で注目を集めておりますのが外国人労働者であります。外国人労働者を介護職に雇用するためには日本には4つの制度があるそうでございます。

先ほど答弁の中でございました在留資格「介護」、それからE P A（経済連携協定）、技能実習「介護」、特定技能「介護」、こういった制度があるようですけれども、制度によっては長期雇用も可能になっておるそうでございます。

しかしながら、この受入れにつきましては、各種の申請や届出、労働管理の知識が必要で、人材派遣会社等に委託することが多いようでございます。こうした外国人労働者の受入体制や環境整備の支援も必要ではないでしょうか。

さらには人材確保の一環として介護関係職員の事務作業の効率化のためにI C Tの迅速な導入が必要と考えます。介護職員の負担を軽減し、事務作業の時間を削減できれば本来の業務であります介護サービスの時間を増やすことになるわけであります。

例えば、介護職員が実施したサービス内容や利用者様の状態などを紙媒体にメモしている場合、後にE x c e lとかシステムにもう一度入力しなければならず、二度手間になっております。訪問

サービスの場合であれば、訪問を終えた後、記録作業だけのために職員はまた事業所に戻り、そうした事務を行わなければなりません。

ＩＣＴ化を進めれば、スマートフォンやタブレットで入力できる記録システム、そういったものを導入しながら一回の入力作業で済みますし、移動の時間もないため、訪問サービスの職員は業務後に直接自宅に帰るようなことも可能となるわけです。

訪問サービスの職員がＩＣＴ化を進め、そういったデータを活用すれば介護サービスの質を向上することにもなりますし、医療や介護のそういった業界では各関係箇所に患者様や利用者様にまつわるたくさんの情報が蓄積されております。

紙媒体で管理されている情報はその場限りでしか利用されない場合が多いようです。こういった情報や関連するデータを組み合わせて分析を行っていけば多方面で質の向上につなげられるのではないかというふうに思っております。

そこで、ただいま述べました特に即効性のある対策として、介護職員の住宅、外国人人材の雇用、ＩＣＴの導入等につきまして、こうしたことにつきましては岐阜県でも補助事業等の取組が行われているところでございますけれども、市としても介護人材の確保や職員の定着を図るためにこうした取組が必要ではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたしたいと思いますが、長岡議員が御指摘のように、現在、郡上市においても介護の現場は人材確保に苦労しているということでございます。

介護のお仕事というのは通常的环境下にあってもなかなか御苦労の多い仕事だろうというふうに思いますし、またそれに加えて、こういうコロナ禍の状況にあって、感染しないようにとか、あるいは一旦感染が生じた場合とか、様々な苦労を抱えて介護の仕事に当たっておられる事業所の皆さんあるいは関係者の皆さんには、心から敬意を表し、感謝したいと思います。

今、御指摘がありましたようにそういう状況で何とかいろんな問題に対処しながら介護の人材を確保していくということのために大切な観点というのがあると思います。

一つは、今、御指摘がありましたように、いろんな手を打つということについて、即効性があるといいますかね、そういうことが一つあると思いますし、また２つ目には、介護の仕事というものに向かっていただく方々に介護のやりがいであるとかいろんなそういうお仕事に携わっていただくということに向いていただけるような、将来性といいますかね、そういう問題が一つあると思います。

それから、もう一つは、御指摘もありましたけれども、せっかく介護の仕事に就いていただいたけれども、いろんな問題もあって離職されるというか、そういうことがあるわけですが、な

るべく介護のお仕事に就いていただいた方々に長くお仕事に携わっていただくためということで、継続性と申しますかね、こういった、いわば即効性、将来性、継続性、こうした観点からいろんな施策に取り組む必要があるかというふうに思っております。

先ほど健康福祉部長が申し上げましたように様々な取組に取り組んでいるということですが、御指摘がありました住宅対策ですけれども、これについては、確かに御指摘のとおり、せっかく郡上で介護の仕事に就こうとされる場合でも特に他の市町村から来ていただくというような場合には住宅の問題が特にあるかと思います。

もともと郡上に住んでおられる方は、ある程度、住宅問題というのはそれほど大きな問題ではないかと思いますが、そういうことでございまして、郡上市としては様々な住宅対策というのは家賃補助であるとか住宅の改修の補助であるとかいろんなことをしておりますが、御指摘のように医療の面に比べると介護というお仕事についての住宅対策ということについては特化したそういうものは現在のところ持っていないという点はあろうかと思います。

非常に介護に就く人のための住宅対策というのも必要だということはよく分かりますので、今後、今、持っているそうした様々な住宅対策を介護の皆さんについても必要に応じて結びつけていただけるような施策の運用ということも必要だろうと思ひますし、またそうした面に特に着目した住宅対策というものも他市町村の状況等もよく見ながら今後必要であれば対策を打ってまいりたいというふうに考えております。

それから、特に最近になって非常に国内での介護人材が不足しているという中で外国人の方の介護の仕事をしていただく方に来ていただくということは非常に大事な観点だというふうに思っております。先ほど健康福祉部長が答弁しましたように郡上市内においても特にベトナムとかフィリピンとかそういったようなところからも来ていただいております。

郡上市においても例えばベトナム等で日本語教育をしていただいた方に郡上に来ていただくという一つのルートがございまして、そのほかに、岐阜県内には池田町にございますサンビレッジ国際医療福祉専門学校というような学校がございまして、ここに留学している学生さんに在学中に事業所等で必要な場合には併せて奨学金も出していただいて卒業後に就職していただくというような仕組みが出来上がっております。

こうした制度も活用していただきたいということで、郡上市においても、昨年、市が主催しましてこの学校との関係でのそういういわば制度を活用していただく事業所はないかというような説明会もいたしました。まだ具体的なマッチングが成立していない状況でございまして、こうした制度もできれば活用してまいりたいというふうに思っております。

それから、介護現場におけるＩＣＴ活用であります。これは御指摘のとおりでありまして、様々な介護の見守りのためのセンサーとか、そういうものであったり、あるいは御指摘のように

様々な記録をすること、あるいはその情報を共有すること、こうしたことのためにiPadを活用するとか、そういったことが必要だろうというふうに思っておりまして、今、そうしたことの試みが幾つかされているようでありますが、郡上市においても昨年11月に例えば偕楽園においてそういう仕組みを導入できないかというような研修なども行っておりまして、これも今後とも進めていきたいというふうに思っております。

それから、将来的な問題でとにかくこの分野に目を向けていただくということでは、現在、郡上北高校でデュアルシステムという形で介護現場の教育ということで白鳥病院等でその教育の一環を受け持つと同時に、今年度から、先ほどあったいわば高校生の皆さんに介護の現場でいろいろと特別の授業でそうした仕事に携わっている人たちに説明してもらうというような授業をやってもらうとか、あるいはいろんなお仕事体験というような機会も設けるとか、様々な形で介護のお仕事に目を向けてもらうようなこともやっていきたいというふうに思います。

それから、継続性の問題では、特にせっかく入っていただいたのに非常に仕事の現場でいろんなことがあっては退職されるということのないように、例えば職場のハラスメント等が起きないようにとか、そんなようなことについての研修とか様々なそういうこともやっております。

まだ今は取り組んでいることが決して十分ではないと思いますので、今後ともきめ細かくそうした各種の施策に取り組んで人材の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（山川直保） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 非常に前向きな御答弁を頂きまして誠にありがとうございます。

これまでに外国人の例えば介護職員を受け入れた他市の例では、今後も受け入れたい、そういった回答をした施設が78.9%。そういったようなことで利用者とか家族からの評価も非常に高くて外国人の方の今後の介護職へのそういった期待が非常に持てるというところでございます。

それから、他市におきましては、介護人材確保対策協議会、こういったものを設置して市と民間とそういった介護人材の確保対策に取り組んでいるような市も、そういった事例もございます。

また、私は、特に市役所の関係は当然把握できるわけなんですけども、市内事業者のそういった実態の把握とか問題の解決を迅速に行うためには、定期的なそういった話合いの場づくりとか、特に指定管理の事業者につきましてはモニタリングなどを細かくやっていただいて素早く対応できるような、そんな体制づくりが必要ではないかなというふうに思っております。

介護施設はほとんどが中小企業の運営でございまして、人事部門というところが特別にあるところは少ないようです。ですから、人材確保対策を行うところまでなかなか手が回っていないということが実情ではないかと思いますので、自治体、市がそういった各施設に直接アプローチできるような、そんな施策で市として自治体としてそういった予算も確保しながら介護現場の環境を少しでも

も改善していただくようまた今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、時間が少なくなつてまいりましたので、次のデジタル化の促進ということで、2項目ございますが、2つ続けてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1つ目はデジタル弱者への支援ということで、現在、確定申告なんかでもe-Taxでネット申請ができるようになりましたし、最近はコンビニなどでの支払いもそういったところを見ておりますと電子マネーやクレジットカードまた現金以外の支払いが多いように見受けられます。

そして、支払いにおいてポイントやクーポン等をうまく利用できる方とそうでない方は随分と差が出てしまう時代になってしまいました。社会のデジタル化の目的は国民全体の暮らしをより便利にすることにありますが、デジタル機器を使いこなせるかどうかで新たな格差が生まれております。

総務省の調査によりますと、65歳以上のネット利用の割合はほかの年代より非常に低く、使いこなせていないというふうに言われています。また、経済的な理由でそういった機器が購入できない方も見えるかもしれません。

新年度予算におきましてはキャッシュレス化の推進を前面に出されておるところですけれども、こういった急速に進むデジタル化に戸惑う高齢者が非常に多いのではないかというふうに思っております。

市内ではスマホの教室とか高齢者向けのそういった事業が行われておることも承知してございますけれども、電話や自宅など身近な場所で気軽にアドバイスを受けられる仕組みづくり、あるいは地域振興事務所ごとに相談体制を整えていただいて高齢者を中心としたデジタル弱者へのサポートをどのように考えているか、お願ひしたいと思ひますし、併せまして各地域の自治会等へのそういった取組についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えいたします。

本市におきましては、これまでも高齢者の皆さんにスマホの扱いに慣れただけのような生涯学習講座等を開催し、また関係団体の皆様にもいろんな講座を開いていただいております、これまで13回で167人が受講されてみえます。

また、マイナンバーカードの申請や保険証のひもづけなどをスマホで行いたいといった方などについては、各振興事務所も含め、担当者が窓口でサポートさせていただいております。

令和4年度におきましては本庁だけでなく各地域において生涯学習講座でスマホの使い方の講座を開催しますし、引き続き各種団体の御協力も得て同様の講座を開催してまいります。また、広報媒体なども活用しつつ、高齢者の皆さんをサポートできるよう努めてまいりたいと思ひます。

それから、今後は市への申請手続等をスマホやパソコンなどを利用して行っただけのように

可能なものから順次進めてまいります、その際に手続についてホームページやケーブルテレビを通じてお知らせしていくとともに、各振興事務所を含めて電話などでの御質問に対応するほか、窓口で職員もサポートさせていただく、こういったことを通じて皆さんにデジタル化による利便性向上を実感していただけるよう努めてまいります。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 自治会におけるいわゆるデジタル化といいますか、DX、こうした問題についても最後に触れられまして、どうなのかということでございますが、郡上市内における自治会におけるそうしたIT化というものは、詳細に把握しているわけではありませんけれども、例えば一例を申し上げますと、今、大和の奥田洞の地区では、十二、三所帯があると思いますけれども、避難の情報連絡、それから、その結果、避難が完了しましたよというフィードバック、こうしたものをLINEのシステムを使ってやっているというような取組がございまして、これは非常にいい取組だし、これからも大いに活用できるシステムだということで私も全国の治水砂防大会でもこの事例を発表いたしましたけれども、こうしたことを一つの先駆的な取組として取り組んでいただければと思いますし、またそういうことを各自治会においてもいろんなそれぞれ条件の差もあるかもしれませんが、例えば小さな一歩からでもそういう取組をしてみようというような自治会があれば、例えば振興事務所の所長等を使って一定の支援をしながらそうした取組をやっていただくということは大いにあり得るのではないかと思いますので、私どもも今後ともそうした方向が進むように関心を持っていきたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（山川直保） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） どうもありがとうございました。

デジタル機器の取扱いが苦手ということで自治会等の活動に参加できないということがあつてはならないと一つ思っておりますので、今後いろんな部分で自治会等をサポートしていただきまして地域の自主的な活動をぜひとも積極的に後押しをお願いしたいと思います。

以上、お願いいたします私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分を予定いたします。

（午前10時12分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（山川直保） 5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） ウクライナの話をするといいかもしれませんが、昨日から皆さんからいろんな話をされておりますので、私は省きたいと思います。

早速ですが、2つの質問をさせていただきたいと思うんですが、まず鳥獣被害対策ということでお聞きしたいのと長良川的环境という形でもう一つ質問させていただきたいと思います。

実は、昨年、私どもの地域で人・農地プランのアンケートを取らせていただきました。その結果といいますか、私らの地域だけのことですが、差し当たっての5年間に関しては、何とか、年は取ったものの、頑張ってやっていこうじゃないかという結果が出ました。

それはいろいろなお助けを頂いた上での耕地の保持ということになってくると思うんですけど、何とかするという話をしておりましたが、いわゆる農地お助け隊といいますか、助けていただく方々からの話の中でこの地域は郡上の中では最も恵まれていると。

どういうことかといいますと、鳥獣に対する柵もなければ非常にひどい被害を受けたという話もないと。じゃあ、よそはどんなんだということではいろいろとお聞きしたり聞いて回った中で、私の体験からまず申し上げさせていただきますと、美並に親戚がありまして、春早くタケノコが出ます。

楽しみにして、整備された竹やぶへ行って、掘ろうと思って行きましたところ、見事にきれいに掘られていました。恐らく1匹のイノシシではなかっただろうと思うんですけど、芽が出る一番おいしいぐらいのタケノコが辺り構わず穴が掘ってあって、そこで全て収穫されておりました。

もう一例ですけど、私どもが遊びに行くということで、おじさんたちがわざわざ土産にということで畑からいろんな作物を取って、私らが着いたということでその場をちょっと離れたんですね。

わずか5分か10分、収穫した野菜をそこに置いて「よう来た、よう来た」と言って「これ、帰りに持って帰れ」と言おうと思って、振り向いたというか、その場へ行って見たら、きれいに何もありませんでした。ぱっと見ると、お猿さんですね。スイカとカボチャを抱えて、すたこらと山へ逃げ帰るような状態の中でした。

もう一つ、一例を言いますと、農援隊の方が山間部で、1町歩ほどの田んぼの放棄地といいますか、依頼されて作物を作ろうということでソバの種をまいて、ようやく芽が出るだろうということで行って見たら何も出ていなかった。芽が出ていなかったということですね。

よく見ると、それは鹿の仕業ですけども、全て1町歩の畑がほとんど芽がみんな食べられていたということで非常にショックを受けたといいますか。プロの方でしたけど。

たまたま、その年は、何年かソバをやっていて、雪の多い年だったと。そうすると、鹿としても

食べるものがないから、差し当たって若芽が出ていたからそれを頂いたという形になると思うんですけども、そんな状態で、要するに私どもの地域では鳥獣害に対してあまり被害に遭っているという実態はないんですけども、よそは大変なんだよという話を伺いました。

それを聞いて、昨年、1,500頭分の何かを取られたというあれもありましたけども、現在の郡上市内の鳥獣害の被害状況ともしそれに対しての対策があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山川直保） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、まず被害状況と対策についてお答えをさせていただきますが、郡上市では、毎年、農事改良組合長さんを通じて農家アンケートで被害状況の把握に努めております。

結果については、毎年、これも広報7月号で市民の方に御周知をしておりますが、直近の令和2年度の実績ですと、被害額は4,957万円、前年と比べて485万円の増です。被害戸数は1,133戸と。こちらも前年と比較して205戸の増となります。ただ、1戸当たりの被害額は4万4,000円程度と前年よりは4,400円ほど下がっております。

次に地域別になりますが、被害額の多い順に申しますと一番多いのは高鷲町で1,543万円です。続いて、大和町が875万円、八幡町が780万円、白鳥町が639万円、そして明宝が473万円、美並が354万円、最後は和良で293万円ということです。

こちら、大和が減少し、美並はほぼ横ばいですが、それ以外は軒並み増加しております。特に蓑島議員さんの地元の白鳥は前年と比較すると1.5倍というところで被害が増加しております。

こういったところの中で獣種別での被害を見ますと一番多いのは猿です。猿は被害額として1,917万円、そして次がニホンジカということで1,313万円、次いでイノシシが636万円ということで、これは豚熱の影響もあって2年連続で減少していますし、近年、増えておるのはカモシカ、こちらが438万円と増えている傾向があります。

また、森林被害としても平成28年から令和2年度までの5年間の報告として12件ほど報告があります。面積にして約18.4ヘクタールほど、被害木としては2万4,165本の、鹿とかカモシカ、そしてノネズミ等での被害がございます。

そういった状況の中で、防止対策については、昔から言われておりますが、いわゆる防除と攻め、いわゆる捕獲という両面体制を進めております。こちらについては、法律に基づく鳥獣被害防止計画を3年ごとにローリングしながら計画を立てて住民主体の鳥獣被害防止対策協議会と連携しながら総合的な対策をしております。

例えば、守るということであれば、住民の皆さんが手軽にできるよう、電柵ならメーター250円、簡易柵なら100円というような資材費補助をしておりますが、こちらは令和2年度までで約380キロ

が郡上中に設置されています。

次いで、国・県の補助事業を活用したいわゆる恒久柵、しっかりした柵ということですが、こちら、合併以来ですけど、16年から19年までは約20キロ、20年からこの事業を加速化させて、令和2年までで170キロを91地区で整備しております。

さらには、森林環境譲与税が参りましたことから山林被害を防ぐために令和2年からは鳥獣被害の忌避剤散布に対しても支援させていただいて、これが令和2年で198ヘクター、今年度は169ヘクター、そういった忌避剤散布に支援しておりますし、あとは生活保全林という整備も、これは災害防止もありますが、いわゆる獣の集落へ来る隠れ家を作らない、いわゆるバッファゾーンとしての整備を進めておまして、これも、令和2年度で12地区、令和3年度も繰越しを含めて12地区の整備を進めておるところであります。

一方、攻めるというところの捕獲ですが、これは2年度と3年の2月末現在の数値を述べさせていただきますが、鹿は2年度が2,894頭に対して今年は3,071頭、イノシシは121頭に対して今年は139頭、猿は343頭に対して149頭、そのほか、カラスとかハクビシン等の小動物もありますが、熊というものも昨年は14頭であったところが今年は7頭という状況でございます。

また、これは市だけじゃなしに鳥獣被害防止対策協議会のところで事業を進めておりますが、一つは、地域ぐるみで捕獲体制を強化する県の補助事業として、令和2年度は、八幡の初納、深戸、3年度も白鳥の石徹白と美並の上荏安で整備体制をしました。

要は、石徹白であれば、狩猟免許者が5名、それを助ける補助者が7名という体制、美並の上荏安でも、免許狩猟者が5名と補助者が4名、そして協力者が2名といわゆる地域ぐるみで捕獲していこうという体制づくりに努めましたし、また猿については本当に被害が大きいところですので、これも国の補助事業を活用してこれまでに13地区で大型の捕獲おりを設置しております。

3年度は設置したばかりですので、設置を始めた27年から令和2年度までの捕獲実績として265頭の猿の捕獲をしておるところであります。あとはモンキードッグというのも導入しておりますし、さらには取ったものを使おうということで、ジビエの振興として、市の単独での補助事業であったり、また3年度からは国の補助事業を使ったジビエ利用推進ということにも取り組んでおるところです。

こういったいろんな対策をしておりますが、特に高鷲地域は先ほど言ったように最大の被害地域でありますので、この中では、30年、そして元年、2年とそれぞれの地区で恒久柵が2地区合わせて4,710メートルほど設置されておりますし、この中では、大根の種子被害としてハト被害が増えておりますので、3年度には爆音機13機を導入、それに対して補助をさせていただいたところです。

あと、捕獲についても、猿被害が元年度は非常に多かったのもので、それまで元年度は2頭しか取っていなかったところが2年度は11頭の捕獲をした。結果的に猿は元年度の被害で528万円ありまし

たけど、2年度は368万円と。そういう捕獲によって被害が減少した事例もございます。

今後の方針としては、令和4年度の施策方針の中で市長が述べさせていただいていると思いますが、引き続き、有害捕獲の強化、そして恒久柵の設置、狩猟免許の取得への助成を行い、住民主体の捕獲防除活動を推進するということ。

令和4年度予算としても、今、言った関係対策の中で、昨年より400万円ほど増額した8,966万4,000円の予算、事業を予定しておりますし、鳥獣被害防止対策協議会でも、807万円ほどの予算、事業を予定しておりますので、今後も農家の方や山林の所有者の方の意欲が減退しないよう鳥獣被害対策に努めていければというふうに考えております。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(山川直保) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

何分、今の農家は、高齢化が進みまして、本当に、楽しみといいますか、差し当たって自分のできることはこれしかないということで畑やら作物を作っている状態でして、1種類ならともかく3種類の獣に畑や田んぼを荒らされたんではたまったもんじゃないし、高齢者としてもこんなストレスはないと思います。

これからまた気持ちよく安定して楽しい農作業ができるように対策のほうもよろしく願いたいと思います。

そうしたら、次に行きますけども、そうした獣たちを捕獲して追い出すということをやっているのはいつまでたっても終わりのない戦いということで対策になっていかないんじゃないかということで、できればといいますか、増えた分を減らすのはしようがないとしても、それ以上、増やさないというのはしようがないとしても、獣たちが里へ出てきた最も大きな原因は人間が開発を進めて奥山へ植林を進めたというところに原因があるんじゃないかと考えるんですけども、実は、昨年、長良川の藻を調べるという調査である大学の教授が来てみえて、その方たちの話を伺ったときに日本で進められている杉・ヒノキの林というのは緑の砂漠じゃないかということでお話を伺いました。

また、そういった環境面の大学を出られた生徒からも、教授から、日本の森林というか、杉・ヒノキの植林というのは緑の砂漠を造っているんだというふうに教わったという話を聞きました。

その緑の砂漠という言い方ですけども、ひどい話だなと思うんですけども、実際、杉・ヒノキが植えられて少なくとも50年から70年は取り入れができません。その間、杉・ヒノキ林というのは、直射日光が地上に全く当たらない状態で、50年、70年が過ぎていきます。

そうしたときに、そのスギ林やヒノキ林の足元に、低層木、草が生えたり、せめて低い樹木なりが育てばいいんですけども、日の差さない地上には芽は出ないんですね。

落葉樹の話をしますと、落葉樹というのは、分かっているかどうか知らないですけども、秋になると葉を落とします。葉を落として、春の芽吹きといいますか、5月、6月に至るまでは、必ず地上に、日を恵ませてくれるというわけじゃないですけども、それまでは、葉、緑、若葉が出ませんので、地上に日が差します。そうすると、春先に雪が解けてまず草が芽を出すんですね。その草は周りの木々が葉を広げる前に花を咲かせて実を实らせます。

落葉広葉樹というのはほとんどが花を一度咲かせます。そして、実を实らせて実を結びます。秋になって、それらの木々というのは、何らかの実をつけて、動物たちの餌といいますか、動物たちにその餌を運ばせて自分たちの種子を周りへ運んでもらうということで実を实らせるわけなんですけども、それを当てにして獣たちは自分たちの生命を維持するという生活をしているわけなんですけども、それらの木々を人間が勝手に奥山へ進出して伐採して緑の砂漠を広げていったというのが、彼らは口を持ちませんので何も言いませんけども、実情じゃないかというふうに思います。

鳥獣害に対して基本的に抜本的に対策をしたら、まず里山へ下りてこなければならぬ事情をつくった我々が彼らが安住できる地をもう一度再生してやる必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、恐れ入りますが、市長のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えしたいと思います。郡上市における農作物あるいは林業へも獣害というものがあるということは御指摘のとおりであります。

それに対する様々な対応策を講じているということはいまだに農林水産部長が申し上げたとおりであります。近年、そういうことで里へ下りてきて農作物を荒らしたり、その他、いろんな被害を与えている獣たちを、もう一回、安住の地へ、奥山へ戻すべきではないかと。こういう御指摘だと思いますが、誠にもっともな御指摘だろうというふうに思っております。

このことは随分前から言われておることでもありますけれども、戦後の植林というのが、一旦、植林しておりますので、なかなか山の林相というものはそう簡単には変えられないというところがございます。

郡上市においても、戦後の植林等々で、今、こうやって冬になって見ると、ほぼ真っ黒い色に見える山の層、表面が見えるわけですけども、人工林率がほぼ五十五、六%ということで、郡上の山は、その人工林はほとんどが杉・ヒノキでありますから、それで半分以上が覆われているという状態でございます。

この杉・ヒノキ等は、特に御指摘があったように、大きくなりますと、下層植生がほとんど育たないというか、そういう状態で、鹿やイノシシや猿やそういったものには大変住みにくい環境になっているということは事実だと思います。

そういう中でこれからどうしていくかということでありますけれども、私もそういうかなり過度に人口植林をしたところについては一定の比率まで戻す必要があるということは思っております。今、郡上市もそうしたことは十分意識しておりまして、いろいろ森林整備計画を立てております。

今まで大きくなった木を収穫するだけでも大変で、今、架線集材の問題が補助とかそういうこともあるということなんですが、収穫するときのことを考えずに、林道も整備されていないしというようなところで、切って出すにはコストのほう为上回るというようなところも、結果的には、今、50年生や60年生の木も生えているというような状態であるわけでありまして、これはこれでこれを理想の姿へ戻す必要があるだろうということで、郡上市としても、今、主伐期に入っているんですけども、切ったところにまた同じような杉・ヒノキという人工林に全てを戻すということはしないということとはしっかり考えていかなければいけないと思います。

そういう中で、自然に木の実がなるようないわゆる広葉樹が育ったり、あるいは下層植生が育ったりということはあるかと思しますので、そういうところへ鹿やイノシシやそうした獣たちに、奥山で、安住の地というか、お引き取り願うということは期待したいというふうに思います。

ただ、それでおとなしくずっと奥山に安住してくれるかどうかということとは分からないところがございまして、一旦、おいしい農作物等の味を覚えた、獣たちにとっては食生活が改善された状態の中でそういう味を覚えた獣たちが奥山のほうを広葉樹林化したからといって絶対出てこないとは限らないということだろうと思います。

そういう意味では、奥山がそういう環境になったということと同時に、先ほど農林水産部長が申し上げましたが、人里が獣が見つからないで出てきやすいと。そして、農作物に接近できたり、家の周りに出没できるような状態になったということが原因だろうと思いますので、十分、その辺は様々な対策を講じながら進めていきたいというふうに思います。

獣害対策としての山づくりというものと、それから郡上自身のこれからのいろんなその他の自然災害の問題もありましょうし、いろんなことで理想のあるべき山づくりはどうあるべきかということとをしっかりと考えながらやっていく必要があるというふうに思っております。

(5 番議員挙手)

○議長（山川直保） 蓑島もとみ議員。

○5 番（蓑島もとみ） ありがとうございます。

まず、私が一番気になっているところは、あの山で道もつけられないし、伐採して集材もままならないだろうというようなところにしっかりと植えられている杉・ヒノキの林を見るときに、あれは単に本当に緑の砂漠そのものじゃないかなと考えるところです。

そこで、ただ見ているだけじゃなくて、間伐をし、枝打ちをし、ある程度の間隔で自然が戻るような、そんな手入れの必要もあるんじゃないかなというふうに考えております。

うまい味を覚えた獣たちには申し訳ないんですけども、捕獲してどうかなってもらうしかしょうがないかなというふうに思いますけども、何よりも、ある程度、生物多様性といえますか、いろんな生物がきっちりと生活できる場を壊した私らが何とかしてやらなくちゃならないんじゃないかなというふうに考えますので、またこれからその辺はよろしくお願ひしたいと思います。前向きに考えてください。

次に入りたいと思います。長良川環境ということですけども、世界遺産に指定されて、ありがたいことに、毎年、右肩上がりです。長良川へ見える釣りの皆さんが増えてまいりました。

昨年ですと1万3,000人。これは、漁業組合のものは別ですので、外部から見えた方々の人数になってきますけども、本当に当初の5,000人や6,000人が今となつては1万3,000人を超えたということで、長良川も本当ににぎやかですばらしいな、あの人たちがみんなどれだけのお金を落としてくれると。これはよっぽど郡上はいいところだなというふうに思うんですけども、いかにせん人数が増えると本当に美しい長良川として自慢している川がどうしても汚されます。

何とか増えたお客様方に対してこれだけのことはしっかり守ってほしいなというマナーを守らせるためにも、各所に、注意書きといえますか、看板なりをしっかりと設置して注意を促すことはできないものかと思ひましてまずお聞きしたいと思ひます。そういう対策はされていらっしゃるでしょうか。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、お答えをします。

1点だけ。今、多分、釣り客の人数の桁が違つておつたと思うんで、長良川水系でいうと去年は13万3,000人ということで修正させていただければと思ひます。

当然、そういったことで、いろんな方が郡上のほうに川を愛して来られています。その分、経済効果もありますが、半面、そういった問題も生じてきておるのは事実です。

管轄というか、主体的に行つてみえています郡上漁協にお話を聞き取りました。そうすると、郡上漁協は主にそういった方が来られることによって4つのことが住民の方から苦情としてあり、対処しておると。一つは駐車場の問題、2つ目は着替えの問題、3つ目はごみの問題、4番目としては排せつ物、トイレの問題ということです。

それぞれ漁協自身の中で啓発看板も設置されながら、場合によっては監視員が巡回し、声かけをさせていただくこと。着替えについては郡上本部のところに更衣室を造つたというようなこと。また、トイレについても、トイレマップを作成したり、そういった誘導に努めておると。

ただ、実感でいうと以前と比べるとマナーは向上してきたと。そういったことは少なくなってきたと。ただ、皆無ではないという状態であります。

そういった状態を踏まえて、市のほうとすると、世界農業遺産が27年の12月に認定され、翌28年

には郡上市清流長良川等保全条例をつくって、これは市も住民の方も合わせて美しい環境を守って後世に伝えようといった条例制定をさせていただきました。

その中にもいろんな市の役割や住民の責務がありますが、第3条の中では、市民、滞在者及び旅行者を含むと。これは、市民の方だけじゃなくて外から来られた方も、その理念に共鳴し、川を守っていただきたいということをうたっています。

そういったことを踏まえた中で主管課である環境課のほうではおっしゃったような啓発看板を道の駅等を主体に市内に7か所設置したと。また、自治会の方と連携した形での特定外来植物の除去もやっていると。さらには清流シンポジウムやフォトコンテストというような啓発行為もやっていると。

また、世界農業遺産の主管課は農務水産課でありますので、こちらも、28年に、漁協と相談しながら、特に釣り人の方に理解してもらえよう、河川の入り口近く、市内、長良川流域6か所にこれも啓発看板を設置させていただいておりますし、併せて、世界農業遺産のそういった活動を推進される民間団体、プレーヤーズと呼びますが、そういった方への活動支援もしております。先ほどの漁協のトイレマップもこの支援事業の中で活用していただいたという状況があります。

マナー向上という形の中で、いろんな問題はありますが、今、考えておところは、昔の童話ではないですけど、北風と太陽、厳格なというよりは、市民を挙げてこの川を愛し、守っていくんやという思いを外から来られる方に分かっていただくと。

そのためには、市民の方々に今まで以上に、個人的感想もありますが、少し川へ訪れる機会が少ないと思いますので、ぜひ、川を眺め、そして親しんでいただいくことが外から来られる方へのある意味抑止力にもなりますし、マナー向上にもつながるというふうに感じておりますので、簡単にマナーがよくなるというよりは長い目の中でそういう対策を実施しておるところということで御理解いただければと思います。

(5番議員挙手)

○議長(山川直保) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。桁を間違えておりまして申し訳ありませんでした。

以前、私が川へ行行って釣りをしておりましたら、餌もなく、針はついていましたけども、空の竿で川へ投げて糸を流してみえる方が見えました。それでは釣れないんじゃないですかとお伺いしたら、私はこの川へ来てこうやって竿を出して一日過ごすだけでストレスが解消するんですと言ってくださいました。

もう一方は、夏の、一番、友釣りで、鮎のかからない時期に、河原でその方は寝ていらっしゃいましたけど、かかりませんかと言ったら、私はかかる川へわざわざ友達たちと遠くへも行くんですけど、この長良川の川面で一日を過ごすことが何よりの楽しみなんだというお答えを頂きました。

要は、釣れるか釣れないかというよりも、美しい長良川のそばにいて心が和むというか、それが長良川の魅力じゃないかなというふうに思います。

実は、トイレの話ですけども、結構、あちこち、道の駅にもあるし、トイレはそれなりにあるんじゃないかなという思いもしたんですけども、遠方から見える方は、今、漁協でもトイレマップとこのをお配りして、お客さんに皆さんに配付しているんですけども、遠方から来られた方は目につくところや便利なところにトイレがないと使用もしにくいと。

ましてや、女性の方ですと、スーツを着ようと思っても狭いトイレの中ではなかなか着られないというか、ある程度、スペースのあるトイレがないと不便だということでお話を頂きまして、こういった屋外、アウトドアの郡上という思いからすると、公衆トイレ、分かりやすいところに使いやすいトイレがもう少しあってもいいんじゃないかなということを思いながら、これから考えていただくようによろしくお願いしながら、まだ時間は大分余っておりますけども、私の質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前11時02分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

◇ 田代はつ江 議員

○議長（山川直保） 13番 田代はつ江議員の発言を許可いたします。

13番 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 発言の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は3点用意いたしましたので、少し時間があると思いますので、私もウクライナのことを少しだけ話させていただきます。

ある本の冒頭に「戦争ほど残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない、だが、その戦争はまだ続いていた」とあります。

ロシア軍によるウクライナ侵攻が小さな子どもたちに大変な苦難を強いています。現在、300万人を超えた避難民のうち半数の150万人以上は子どもたちだと言われております。

パパに会いたいと泣き叫ぶ幼い子どもの映像をテレビや新聞等で見た市内にお住まいの高齢の1人の女性がいてもたってもいられなくなり、自分たちにできることはと早速周りの人に相談され

たのが今回のウクライナへの募金活動の発端となりました。

命を守り抜く母の心、子を慈しみ育む母の振る舞いが大きな大きな輪をつくり、今、市内のあちこちで募金活動が行われています。そんなことなら募金箱の30個以上を無料で提供された方もおみえになります。この皆様の貴い真心はきっとウクライナの皆さんの心に温かく届くことと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に猛威を振るうオミクロン株ということで質問させていただきます。

まず、自宅療養者に対しての支援はということですが、今年の年明けとともに第6波ではこれまでにない規模の感染の急拡大が進んでいます。最初に医療従事者の皆様をはじめ感染防止に携わってみえる皆様に心よりお礼を申し上げたいと思います。

感染者に加え、その何倍にも当たる濃厚接触者が増え、社会インフラが回らない状況になりつつあるのが現実です。また、従来とは違い、子どもたちの間での感染拡大が顕著であることも心配されるところであります。

限られた医療資源の中で優先順位をつけ、重症化リスクの低い人が検査や医療機関の受診をせずに自宅療養する仕組みづくりも重要であり、既に多くの方が自宅療養をされています。郡上市においても多くの方が罹患され、心からお見舞いと早期に回復されますことをお祈りいたします。

そこでお聞きしたいと思いますが、個人情報に接触しない範囲でお答えください。罹患された方で入院ができず自宅療養となった方はおみえになるのでしょうか。また、宿泊療養施設を利用された方はおみえになるのでしょうか。このことを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 田代はつ江議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

岐阜県は、自宅療養者ゼロを掲げ、入院もしくは宿泊療養施設での療養体制を取っておりました。3月15日時点において、病床894床、宿泊療養施設1,998床、臨時医療施設82床、合計2,974床、約3,000床の療養体制を取っております。これは、第5波、8月末時点での1,914床と比較して55%の増となっております。

しかしながら、第6波、オミクロン株の流行により新規感染者数が増加し、県内においても1月22日から自宅療養が開始されました。岐阜新聞によれば3月16日時点での県内における自宅療養者数は2,767人となっております。

自宅療養となられた方の支援に向けた情報は県から提供され、郡上市内でも自宅療養をしている方があります。この情報は支援にのみ利用可能な情報であり、個人が特定されないよう厳密に取り扱うものとされております。

この情報において提供できる範囲で御報告させていただきますと、昨日、3月17日時点での郡上市内における自宅療養者数は58人で、市内で自宅療養者が発生した1月27日以降で実人数としましては467の方が自宅療養をされました。この中には、入院や宿泊療養施設入所までの間、一時的に自宅待機となった方を含みます。

また、感染された方は入院もしくは宿泊療養施設を利用して療養してみえますが、県から市へ提供される情報は、現在、ホームページで公表されている情報のみのため、療養状況については市では把握できない状況となっておりますので、よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ここで、一つ、新聞で見た心の温まるエピソードを紹介します。

小学校低学年の子ども2人が感染したという父親から子どもが文房具を欲しがっているので届けしてほしいという注文の電話が入りました。父親も濃厚接触者と認定されたため外出できないという。そのため、店から人気漫画『鬼滅の刃』のキャラクターがデザインされたノートや折り紙を自転車で運び、玄関前に置いた。配達後、父親から感謝されたという。文具店の店主は退屈を紛らわせたのならよかったけどねと笑顔で話した。

この取組は文京ソコジカラおたすけ便といい、代金は療養者が後日支払い、区は協力店に500円の配達料を支払うという。現在、薬局や酒店などが参加しており、現在も協力店を募集しているそうです。

自宅療養を余儀なくされている市民の方への支援策は既にあちこちの自治体で行われています。3日分から1週間分の水やレトルト食品、菓子、トイレットペーパーなど生活必需品の配付に加え、買物代行の受付も始めたとありました。

地域一帯で協力してコロナ禍を乗り越えるため、自宅療養者に対し、どんな取組をしてみえるか、また今後施策に組み入れる支援策があれば教えてください。

なお、これは中日新聞ですけれども、2月23日の中日新聞に自宅療養者などへの市町村の独自支援というのが出ておりました。この時点では郡上市は何もそういう手を打つてみえないと。そういうふうに理解したんですけれども、そのことも含めてお知らせください。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

基本的に、自宅療養者への支援は、県が主体となり、実施することとなっており、自宅療養となった場合には県から血液中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターという機器と体温計が貸し出され、毎日の健康状態の確認がされます。

確認の方法としましては、メール等、オンラインでの報告ができる場合は自宅療養者がオンライ

ンで健康状態を報告します。オンライン報告ができない場合は県の担当看護師が電話にて確認を行います。また、オンライン確認対象からの報告がない場合も県の担当看護師が電話にて確認を行うこととされております。

この方法において連絡が取れないなど健康状態の把握ができずに24時間が経過した時点で県から市に対して現地安否確認の実施依頼があります。依頼があると、健康課では、振興事務所の協力を得ながら、現地、自宅療養者宅に訪問してインターホンを押すなどして反応を見ます。

反応がなかった場合は、郵便ポストの郵便物がたまっていないか、室内灯がついているか、室内に人影が見えるか、会話や生活音が聞こえるかなどの確認を行い、安否確認ができなかった場合には自宅療養者宅のポストなどに安否確認のお知らせを投函した上で県に対して報告書を提出します。

県は、報告内容を精査・検討した上で必要と判断した場合、宅内立入りなどの第2次現地安否確認を実施します。その際、市に対して同行依頼がある場合は同行して対応します。

宅内への立入りは県職員及び県が依頼した警察など関係者で実施することとされておりますので、市職員の防護服などが必要となるとは想定されておりましたが、県が念のため持参するということとされております。

療養期間中の食事などについては、一定期間、常温で保存可能な食料品7日分相当と日用品のセットが希望される方に対し無料で配送されます。配送は県が委託している配送業者が行うこととされておりますが、委託業者での配送が困難となった場合は市に対して配送の協力依頼があります。協力依頼があった場合は社会福祉課が振興事務所の協力を得ながら自宅療養者宅へお届けします。

また、県からの支援が届くまでの間に支援が必要な場合の対応についても対応できるよう、社会福祉課が中心となりまして、総務課と連携しての、防災備蓄品の食料、トイレットペーパー、マスクの提供あるいは社会福祉協議会へ協力要請しての食事の提供など連携体制を構築しております。

なお、現在までに郡上市においては自宅療養者の遠方の御家族からの依頼がありまして食料などを御自宅へお届けしたという事例が1件ございました。

こうした取組については県の自宅療養者支援担当者からも当事者からの相談で必要に応じて市の相談先を周知していただいておりますが、市としましては自宅療養となられた方がお困りになったことが相談できるようホームページ等にて相談窓口を周知しております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。

濃厚接触者となったり、また自宅療養になったりする人たちが御近所の方の助けを得て本当に喜ばれている姿を見たりとかいろいろなことがあります。

今、オミクロン株は少しずつ減少の様相を示しておりますし、まん延防止もこの28日で解除となります。

しかし、まだ、この先、コロナについてはどういうあれになってくるかということは誰もが分からないことだと思いますので、こういうことも想定しまして、県の支援も一番心強いものではありませんけれども、市独自の支援というものももう少し分かりやすく自宅療養者に、ホームページを見るとかそういうことじゃなくて、分かりやすく直接そういうやり取りもできるようにして大変な思いをしてみえる皆さんに少しでも助けになればと思います。

誰もが当事者になり得るからこそ、互いに支え合ったり、また励まし合うことがコロナ禍を乗り切る一番大切なことだと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

では、このコロナについての3点目で3回目ワクチンの接種についてということでお聞きたいと思います。

オミクロン株に感染しても軽症で済むという認識やワクチン接種による副反応を心配し、3回目のワクチン接種をためらう傾向が懸念されているようです。ワクチン接種の目的の一つは重症化しやすい高齢者をはじめ多くの人の命を守ることにあると言われてしています。

また、アレルギーや基礎疾患など様々な事情でワクチンを接種できない人が見えますが、それでもワクチン接種が進めば結果的にはワクチンを接種できない人も含めてみんなを守っていくことになると思います。

ここで郡上市における今現在の3回目の接種率を教えてください。

そして、続けてですけども、全国的に低迷している接種率に対して市は推進の方策などについてどのような対策を取ってみえるか、お聞きたいと思います。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市における新型コロナワクチン追加、3回目接種の状況です。ボードを準備しましたが、少し字が小さかったため、お手元にも資料のほうをお配りさせていただきましたので、併せて御覧をお願いします。

郡上市における新型コロナワクチン追加接種の状況ですが、まず郡上市医師会の御協力の下で実施します市内各医療機関での接種は、ファイザー社ワクチンを使用して、令和3年12月から令和4年2月の間で、先行接種対象となる医療従事者と高齢者、施設入所者、従事者、約2,600人を対象に接種を行いました。

高齢者やエッセンシャルワーカーなどの優先接種の方は2回目接種からの間隔が6か月、それ以外の方は2回目接種からの間隔が7か月とされておりますので、令和4年2月21日から4月2日の間に19歳から39歳で2回目接種から7か月経過となる令和3年8月までに2回目接種をされた方、

18歳と75歳以上の方で2回目接種から6か月経過となる令和3年9月までに2回目接種をされた方を対象として接種を実施中です。約8,500人を対象としております。

18歳の方は年度末に異動される方が多いと想定されるため、エッセンシャルワーカーなどと同様に優先接種の対象とさせていただいております。

続きまして、集団接種につきまして、こちらは武田モデルナ社ワクチンを使用して、大和保健福祉センターやまつづじにおいて、令和4年2月7日から3月26日の間で、65歳から74歳の方で2回目接種から6か月経過となる令和3年9月26日までに2回目接種をされた方と40歳から64歳の方で2回目接種から7か月経過となる令和3年8月までに2回目接種をされた方を対象に接種を実施中です。約1万500人を対象としております。

教員、保育士、通所系事業所の従業員等のエッセンシャルワーカーの方々は優先接種対象としてこの期間の間に優先的に接種を進めております。

また、1回目・2回目と同様に医療機関接種において急なキャンセルが発生した場合などにおいてはワクチンの廃棄を防ぐため市職員に接種を行っております。廃棄を防ぐための緊急的な処置でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

使用するワクチンにつきましては、3回目接種では武田モデルナ社製が約半分割り当てられ、交互接種となる武田モデルナ製を使用して接種を進める必要があるため、医療機関接種はファイザー社、集団接種は武田モデルナ社とし、2回接種をしてみえる方に対して、日程を割り振り、案内をして進めておりますが、市民の皆様の御理解・御協力のおかげで大きな混乱なく接種が進んでいると考えております。

国が提供するクラウドのシステムで市区町村が接種情報及び接種記録情報を管理するシステムであるワクチン接種記録システム（VRS）による3月18日8時現在における3回目接種率につきましては郡上市では43.9%となっております。

これは対象者人数を母数とした数値となります。国が公表に使用している令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口を母数とすると40.5%となります。

岐阜県は全国でも接種率が高くなっております。郡上市では日時割り振り方式としておりましたので、県内他市町村に比べて開始時期が遅れましたが、3月13日時点の国の示す接種率では郡上市は36.7%で県平均の36.76%と同様な状況となっております。

中日新聞で近隣の関市や美濃市との比較表が掲載されますが、この2市は県内でも接種が進んでいる状況です。郡上市においても可能な限りの前倒しを行い、進めてまいります。

また、接種間隔の関係上、接種日程が御案内できていない方につきましても、4月以降、医師会の協力を得ながら接種を進めてまいります。これまでは一般の方の接種間隔は7か月としておりましたが、高齢者接種の進捗状況によっては6か月での前倒しも可能とされていますので、計画

を立てながら接種を進めております。

多くの方に接種していただくための対策との御質問ですが、郡上市では1・2回目接種と同様に接種日時を割り振って御案内していることが接種の勧奨につながっているのではないかと考えております。

当初、他の自治体で課題となっていた武田モデルナ製ワクチンの予約が埋まらないというようなこともなく、繰り返しになりますが、これも市民の皆様の御理解・御協力のおかげであると考えております。よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 詳細にありがとうございました。

三十何%とか46.何%というのは接種率が高いのか低いのかは分かりませんが、まず50%に行けば、本当に皆さんが何とかワクチン接種をして自分の身も守り、また周りの皆さんの身も守っていくという、そういうちゃんと気持ちがあるんだなということを思いますので、これからも、ワクチン接種については、また4回目とかそういうのも来るかも知れませんが、とにかく状況とかいろんな皆さんの心配なことをよく説明しながら皆さんに進んで接種していただけるように努力をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。18歳成人への準備ということで質問させていただきます。

二度の延期を余儀なくされた昨年度の成人式が無事挙行され、さらに本年度の成人式が1月9日に希望に満ちた成人の皆さん出席の下で挙行されました。

その折、市長さんの祝辞の中でも触れられましたが、いよいよ18歳成人が4月スタートします。このほど成年年齢引上げに関する関係閣僚会議で若者を賢明な消費者として社会に送り出すための教育に万全を期すことを確認したとありました。

法律上の成人となったからといって消費者として十分な判断力が備わるわけではありません。政府は、学校教育や広報、啓発活動を通して注意喚起を進めてきましたが、18歳成人を目前に控え、市としてはどのような取組をされたか、教えてください。

次の質問も同じような関連ですけれども、まずここで切りますので、このことでどういう取組をされたかということを教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 18歳で一定の権利が与えられるということはそれに合わせて責任も課せられるわけでございまして、消費者トラブルを未然に防ぐためには、成長段階に応じて早い段階から体系的に消費生活に関する知識を習得していくこと、そういう消費者教育が重要であると考えてお

ります。

成年年齢の引下げに向けてということだけではなくて学校教育の中ではこれまでも消費者教育が行われてきておりまして、その御紹介をしたいと思います。

小学校の家庭科では、消費生活・環境の項目において、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方についての理解、物の選び方や買い方、購入するために必要な情報の収集や整理などが適切にできるような技能を学んでおります。

それから、小学校の段階ではさらに売買契約の基礎や悪質なサービスについても触れ、特に多くのトラブルが報告されているインターネットでの取引については特に注意を喚起するような内容も盛り込まれております。

また、中学校の技術・家庭科の家庭分野では、小学校での学びを発展させ、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応を理解したり、自立した消費者としての責任ある消費行動を考えたり、自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考えたりする学習をしております。

消費者トラブルとその対策について生徒にとって身近な事例を基に考えることを通しましてトラブルを未然に防ぐ方法について学んでおります。また、商品を購入するシミュレーション活動等を位置づけるなどしてより実践的に学ぶことができるようにしております。

小中学校のこれまでの消費者教育の概要でございます。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 次の質問が同じようなことなので、答弁のほうが重なるかと思いますが、18歳と19歳は既に公職選挙法では一人前の有権者になっています。しかし、消費生活の中で大人として扱われるのは初めてとなります。高額の商品やサービスを購入する契約を結ぶことも自分だけの判断で可能となります。

現在は、父母などの同意がなければ、民法の未成年者取消権という法に守られていましたが、この法律に代わる権利を創設すべきと議論された結果、特別な権利ではなく消費者契約法の改正によって若者を戸惑わせる悪徳商法について取消しを可能とする規定が盛り込まれました。しかし、これらは被害を事後的に救済するための規定です。

学校教育を通してこの規定の意味を教えることで被害防止の知識が備わります。学校教育の中でどのような内容が盛り込まれているか、重なる部分もあると思いますけども、教えてください。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 今おっしゃいました消費者契約法に基づく取消権のことでございますが、このことにつきましては、ちょっと御紹介しますと中学校の社会科の公民的分野の中で学んでおり

ます。

消費生活と市場経済の単元の中で身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解するという学習を中学になると行います。消費者を守るための権利については、クーリング・オフ制度ですとか製造物責任法、いわゆるPL法というもの、また今お話しになっております消費者契約法などについて具体的な事例を基に学習いたします。

今、お話しになられました悪徳商法について、取消しを可能とすること、いわゆる消費者契約法における取消要件についてはこの趣旨をきちんと示しまして悪徳商法などのトラブルを基にした具体的な事例を示して学んでおります。併せて、自立した消費者になるために、自分で知識や情報を集め、的確な判断力を養い、その判断に基づいて行動することの重要性についても学んでおります。

ここで少し市が具体的に対応しているような内容を御説明させていただきますが、例えば次のような資料や情報を学校に対して提供しまして授業や自宅での学習への積極的な活用を促しました。

消費者契約法の取消しのことばかりではありませんけれども、例えば小学校では高学年向けとして「暮らしの安全ガイドブック」を小学校6年生児童に配付、それからまた消費者教育副読本「おっと！落とし穴 中学生版」を中学1年生に配付しております。さらに中学生向けにはウェブ版消費者教育教材として今言いました「おっと！落とし穴 中学生版」を紹介したりしました。

以上、申し上げてきましたが、このように家庭科や社会化の学習を通して自立した消費者として必要な知識や技能について学ぶだけでなく、他の様々な教科や領域の学習とも関連づけながら自ら必要な情報を収集し、場面や状況に応じて正しく判断して行動することのできる児童生徒を育成していくことが賢明な消費者を育成することにもつながっていくと考えるところでございまして、成年年齢の引下げに当たって特にこのようにして学校における消費者教育を進めていくことが大切であると思っておりますので、よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございました。

現在、18歳以上20歳未満の人がクレジットカードを作成する場合でも親権者の同意が必要ですが、4月からはこの同意も不要と。こういうふうに全てのことでこういうことが及んでくるんだと思いますけども、皆さんに本当に知っていただきたいのは後払いの借金の返済と。そういうふうなことをきちんと頭に入れていただいて、そして賢い消費者になっていただきたいと思います。

18歳成人は世界の潮流であり、いよいよ日本もその仲間入りをするわけです。どうか賢明な消費者に育てる教育を今後もお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。遮断機のない踏切ということで質問させていただきます。

本年1月、長良川鉄道の遮断機のない踏切で列車と乗用車が衝突し、お1人がお亡くなりになり、

お1人が負傷するという痛ましい事故が起きました。

現在、中部6県で遮断機のない踏切は571か所あるということです。

私は何年か前に大和にお住まいの女性からこの踏切のことで要望を受けたことがあります。その当時、早速、現場へ確認に行き、写真を撮ってきたことがありますので、とっさにあの踏切だと思いました。

また、事故があったその日の夕方、たまたま白鳥の帰りに列車が止まっていてパトカー等の赤色灯が回っている物々しい光景を見て大きな事故でなければよいと祈るような気持ちでいました。

後日の新聞記事によると「国は遮断機のない踏切は事故のリスクが高いとしてなくすよう促している。しかし、遮断機を設置するには費用がかさみ、踏切自体を廃止するには住民の同意がネックとなる」とありました。

また、こんな納得の談話も出ていました。「全てなくせばいい」が正論であるけれども、踏切ではないところが通路となる勝手踏切が生まれ、リスクが高まるおそれがある。

コロナ禍で鉄道経営がさらに悪化する中ではありますが、市はこの踏切に遮断機を設置して第1種化を目指す最中）に起きたと言われています。設置目標は2022年度と言っていますが、年に数十万円から数百万円を見込む維持管理費の負担等も考え、このような計画に至ったいきさつをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

1月の4日に起きた長良川鉄道と自動車の踏切における事故は本当に痛ましいものでございました。ちょうど仕事始めの日でございましたので、私も一報をもらったときにはどうか大きな事故でなければよいがなと思ったんですけれども、貴いお1人の方の命が失われたと。こういうことでございます。

若干、いろんな経緯を申し上げますと、この事故が起きたところは、大和の第一北小学校のすぐ北側を、今、できております大和バイパス、それから白鳥板取線という高速道路沿いの道を結ぶ約260メートルぐらいの距離の市道でございます。

市道上剣・中万場線という道路なんですけれども、ここにつきましては、私の記憶している限りでは、大和バイパスが万場側へずっと渡っていきましたが、まだ中津屋へ抜けていない時期がございました。

大分あったんですが、その頃、一定の、大和バイパスへ、万場のほうへ入ってきた車の流れをどう処理するかという問題もあり、地元から、平成26年度頃から、この道路を拡幅してほしいという、こういう要望がございました。

もともとの道路は5.何メートルという道路でしたんですが、結局、地元の要望もお受けして、平

成29年度頃から今年度ぐらいまでかけて、ほぼ5年間ぐらいかけて約1億円弱の事業費を使って拡幅してまいりました。

道路が拡幅されれば、当然、交通量も多くなるというようなことで、これは鉄道側としてもそうですし、道路側としても踏切の整備をしなければいけないということでございまして、ここの踏切は、警報機はあるけれども、遮断機はないという、そういう第3種という踏切でございます。

当然、これはつけなければいけないということで令和2年度頃から協議いたしまして、実は令和4年度の事業費に設計費を1,600万円ほど計上しているところでございます。

当然、この事故が起きる前に来年度予算ということで組んでおりましたので、そういう形で整備しようというふうに思っていた矢先に起きた事故ということで、私も、道路管理者としてもそうですし、長良川鉄道の社長としても痛恨の極みでございます。亡くなった方には本当にお悔やみを申し上げたいと思いますし、負傷された方にもお見舞いを申し上げたいと思います。

できるだけ、今後、早く設計し、第1種の遮断機のある踏切にしていきたいというふうに思っておりますが、なかなか、私どもも、それだけ事業費がかかるのかと思うんですけれども、遮断機のある踏切をあそこで整備しようとするとう2億円かかるそうです。したがって、2億円をかけてでも、貴い人命ということ、後追いになりますけれども、整備していきたいというふうに思っております。

なお、一旦、整備しますと、あとの年間の運用経費は今度は鉄道側の負担になるということですが、鉄道側の負担も、現在、大幅に沿線市町で経費の負担をしておりますので、結果的にはそれも沿線市町の負担にもつながってくるというふうに考えておりますが、人命には代えられませんので、死亡事故は起きてしまいましたけれども、可能な限り早く整備したいというものでございます。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） あと、子どもの命を守るためにできれば遮断機をつけてほしいと言われる校区内の遮断機のない踏切は今回の事故現場を含めて市内に5か所以上あると、そういうふう言われておりますけれども、それらの踏切には今後どのような対応が考えられるか、教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 第一北小学校のほうから頂いた資料で見てもそうですし、航空写真を見ても、おっしゃるとおり、あの校区には南のほうには警報機と遮断機のある踏切が1か所あります。

あとのところは5か所か6か所ですが、今回のところを含めて遮断機はないということですが、したがって、理想的にはつける必要があるという考え方もありますけれども、ただいま申し上げたような経費負担からしますと、「それでは次も」とか、あるいは全部5か所を遮断機のない踏切と

いう形で解消するということはなかなか困難かというふうに思っております。

今回、あの事故が起きてから踏切をしっかりと認識してもらいますように踏切の前後にはカラー舗装をし、注意の看板も立てました。それから、警察署のほうからは地域の皆さんに踏切を渡るときには注意してくださいと。こういうお知らせもしていただきました。

元来、鉄道の踏切を車で渡るときには一旦停止して左右を確認して渡るという交通ルールがあるわけですが、それを守っていただくとともに、特に学童の皆さんについても、第一北小学校では、大体、子どもがいつ登校・下校するので、できたら見守りをしてくださいというお願いもしているということでございますので、そうしたことも注意してもらいながら安全を確保していきたいと、当面は。

私も、あそこで事故が起きたとき、公的には1回、それから自分でも車を運転して一体どういう状況だったからああいう事故が起きたのかなということを2回ほど見に行きました。

自分でも、その当時、事故を起こした車と同じ方向から進入してみると、北小の校舎が、ある程度、南側から来る列車が見える状況になるまで少し視野がかかりますし、それから、もう一つ気がついたのは、ちょうど踏切から南のほうに一定の間隔で桜を植えてございます。この桜がひょっとしたら視野を遮ったのかなとも思いました。

葉っぱが落ちている時期ですけども、一定の間隔で植えてあるもんですからクリアに車体が見えないということもあったのかなということも思いつつおるわけでありまして、先ほど申し上げたような形でしっかりできるだけ早く整備していきたいと思っております。

また、このことがかえってそういう油断を生むのかなとも思いますけれども、長良川鉄道の時刻表を見ますと、あの辺りは、大体、日に10回から11回、車が上下線とも通るんですけども、特に登校時間とか子どもたちが学校にいる間、例えば午後ですと2時半ぐらいから5時過ぎまでは一本も通りません。

要するに、しょっちゅう通っていたら踏切という意識があるかもしれませんが、そういう時間帯は通らない踏切ですので、かえって油断が生ずるということもあるかもしれませんが、子どもたちにも、特に低学年は難しいかもしれませんが、高学年には、この踏切は大体何時頃に列車が通るんだよというようなことも、自らの身を守るための安全教育というのも学校のほうにお願いできればというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 詳細にありがとうございました。

お聞きしましたとおり大変お金のかかることですので、今、市長さんがおっしゃいましたようにいろんな方策を考えながら子どもたちが安全を守って登校・下校できたりするように今後もよろし

くお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田代はつ江議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時58分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（山川直保） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） 冒頭、私もロシアのウクライナ侵攻に関して一言申し上げます。

日々、貴い命が失われ、恐怖にさらされ、そして難民となる、そういう映像、そういう報道に接し、私も胸が痛み、また怒りを覚えます。郡上市議会決議のとおりであります。とりわけ一日も早い停戦をお祈りする次第であります。

また、いてもたってもいられない、そういう気持ちから市民の皆様の中で募金活動を行っておられる方々に本当に敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。

それでは、私は今回も市民の皆さんのお声を受けながら2つの分野から質問させていただきます。

初めに、電柱地中化、これは無電柱化とも言いますが、この件につきまして伺います。

国によりまして八幡町北町地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されてからちょうど10年になります。私は、その後の整備の一環として取り組まれた電柱地中化、これにつきまして関心を持って見つめてまいりました。

そして、ついに今年1月にその最終段階となる電柱のトランスや電線類が外されまして、1月19日の午後には職人町・鍛冶屋町で電柱が引き抜かれました。私も町内の皆さんも電柱のない町並みを初めて目の当たりにしました。

翌日も行って見ました。午後から青空が広がりまして、山あいにもまれた城下町、まさに正面にはアイストップのお寺がありまして、連続する家並み、そしてそこに山と空のコントラストも実にすっきりしまして、美しく、感動を覚えました。

引き続き大手町や柳町通りなどでも工事が行われ、そして、事業期間7年を費やし、国の文化財となった北町地区には、社会資本総合整備事業交付金や合併特例債等々、財源を確保しながら事業費13億円を投じた一大プロジェクトが、地元の皆さんの御理解・御協力、そして工事関係者の御尽

力また市の担当者の職員の並々なぬ御苦労の下にこのほど完了したわけでございます。

そこで、建設部長さんから、改めまして、本事業の意義・目的、そして竣工の抱負をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、無電柱化事業の関係ということでお答えをさせていただきたいと思います。

今回の無電柱化事業でございますが、これにつきましては市がいわゆる事業主体となって初めて行った電線類の地中化となっております。この八幡の市街地の北町地区、重要伝統的建造物群、いわゆる重伝建と言っておりますけど、この保存地区を整備の範囲として行わせていただいたものでございます。

市街地の北町地区におきましては、町並み保存会の方々が古い町並みを大切に活動に取り組み、地域住民の皆さんによって町並みを保存してこられたすばらしい地区であると思っております。

町並みの景観に配慮する活動を行ったり、防災計画の作成などに関連する規制や誘導に対しましても御理解のある地区であると認識させていただいております。この事業も、こういった地域の皆さん、特に重伝建地区の住民の方々の深い御理解と御協力によりまして事業も進めさせていただいたところでございます。

この無電柱化につきましては、無電柱化の推進に関する法律というものがございまして、これによりますと、無電柱化につきましてはの目的としましては、例えば災害時の電柱倒壊等によります道路の寸断、こういったものを防止するものであったり、あるいは特に通行に関して歩行者の通行の障害の妨げになるものの解消とか、あるいは電柱・電線のない町並みの景観を演出していくといったものが挙げられているところでございます。

また、国のほうでは、無電柱化の推進計画の中で、景観の形成、観光振興に配慮した重伝建地区、こういったところの整備の必要性も高い範囲に位置づけられているものでございます。

今回の北町地区の重伝建保存地区、こちらにおきます無電柱化の特徴としましては、柳町地区の狭い道路、ここにおける道路の空間の確保であったり、職人町・鍛冶屋町から寺院や八幡城を眺めましたときの電柱・電線がないときの風景の確保、あるいは大手町の統一した街路灯による風情あふれる風景といったようなところの整備ができたのではないかというふうに思っております。これによりまして、先ほど申しました無電柱に対する目的、こういったものも達成できたのではないかというふうに思っております。

先ほどもお話ししましたが、この3月におきまして工事が竣工となりますが、今はコロナ禍でございますので、八幡の市街地に来訪されます方もまだ少ない状況であります、コロナの感染が終

息に向かえば観光客の方も戻っていただけるというふうに予想されていますので、その動向を注視しながら、今後につきまして、アンケートの調査であったり、地域の住民の方からの御意見を聞きながら事業評価を行って総括したいなというふうに思っております。

なお、この事業の竣工に当たります式典ですけど、今、コロナの状況ではありますが、できれば5月ないし6月の上旬までには関係者の方々をお招きして式典を行いたいと思っておりますし、それも踏まえましてこういった大きな事業を実施したわけですので、できれば、風景のビフォー・アフターというか、そういったような写真も踏まえて記念誌等も作っていきたいというふうにも検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(4 番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） ありがとうございました。

担当職員は、本当に様々な問題あるいは道路上のいろんな課題があったと思いますが、よく克服してやり抜いていただきました。大変、大きな成果だというふうに思います。竣工式典を楽しみにしたいと思います。

これまで市の各部各機関におきましていわば重伝建地区に対して大変多くの施策や事業を行ってきているわけでありますが、全体として、これらの投資効果というと、経済のことばっかではありませんけども、しかし、そういうことを市はどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

私は、地元の皆さんに喜ばれ、空き家が増えるのではなく、ここに帰って住んでいただくことや観光交流・移住定住による空き家、空き店舗活用などの地域活性化が進み、また潤いある快適な日常生活やコミュニティ増進などにつながるものが望まれるのではないかというふうに思います。そのときに市の働きかけは大変大事なことでと思います。

ソフト・ハード・アンド・ソフト、こういうふうに言われますが、この整備事業を終えた重伝建地区のこれからの取組につきまして、市では各部各機関をつなぐ話になりますが、まちづくりの観点、各部連携の立場からお答えいただきたいと思います。

○議長（山川直保） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） 重伝建地区をはじめ八幡町の市街地は歴史ある城下町として町の骨格や構成が近世から現代まで引き継がれておりまして、こうした古くから残る町並みやそれに根差した文化、暮らしを歴史的資産と捉え、これを生かしたまちづくりを進められてきました。中でも八幡町北町地区は御紹介がありましてとおり平成24年12月に国の重伝建地区に選定されております。

この歴史的資産にさらに磨きをかけ、魅力を高めるために、同地区において、無電柱化整備また道路の美装化や街路灯の整備、こういったものも実施してきておりまして、この3月末に事業を完了いたします。

御質問の投資的効果につきましては、今後、都市住宅課がフォローアップ調査等によりまして定性的かつ定量的な評価を行っていく予定でございますが、無電柱化を終えたことで、今ほど建設部長が答弁を申し上げましたとおり、狭隘な道路における空間の確保であったり、寺院や八幡城を望む景観の向上、また統一した街路灯による風情あふれる風景の確保がなされたと考えております。

安全かつ円滑な交通の確保や良好な景観の形成に加え、地震時における電柱の倒壊など災害の防止の面からも八幡町を訪れる観光客の皆様をはじめ地域に住まれる市民の皆様にとっても満足いただける整備であったと考えております。

また、この整備により、地元の皆さんがお住まいの地域に愛着と誇りを持ち、町並み保存に対する意識が向上することで主体的に地域を守っていく機運が生まれ、ひいては地域の活性化につながるものではないかというふうに考えております。

このように無電柱化事業をはじめとしたハード整備は完了し、町並みの魅力は向上したわけですが、令和3年度には八幡町が過疎地域に指定されるなど特に中心市街地での人口が減少しておりまして、空き家の増加や商店街における商店の減少に加えまして御指摘のありましたように地域コミュニティの弱体化などの課題が山積している状況でございます。

今後におきましては、都市計画区域の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示します八幡都市計画マスタープランに基づきまして、歴史的な町並みの資源を生かした人を引きつけるにぎわいの創出、これは市外から多くの人に来ていただくというような観点もございますし、もう一つは、地域の方がここに集い、楽しめるといった、そういった両面の視点が必要かと思いますが、こういったにぎわいの創出に加えまして、住みたい、住み続けたいと思わせるまちづくりを進めるとともに、定住促進に向けた産業振興等による雇用の場の確保、こういったことを進めていく必要があるものと考えております。

また、地域の皆様のつながりを重視した住民参加のまちづくりに取り組むことで持続可能な地域を目指していく必要もございます。こうした取組を推し進め、地域の課題を克服していくことがソフト面において生み出していかなければならない投資的効果だというふうに考えております。

そのためには、八幡地域の振興を推進する政策推進課やまちづくりのハード・ソフト事業を展開する都市住宅課をはじめ、観光課や教育委員会等、様々な部署が関わり、また部署を超えた連携により地域の活性化に取り組んでいかなければなりません。

現在、各部に1名の八幡振興の担当課長を配置しております。八幡振興統括を中心としたプロジェクトチームを編成し、各部署での取組に対する意見交換をはじめ八幡地域の振興施策について定期的に協議を行う場を設けておるところでございます。

このような場を有効に活用いたしまして、ハード整備を終えた重伝建地区のこれからの取組についても、八幡振興統括が全体のコーディネートを行い、部署を超えた連携により地域の活力づくり

を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） ありがとうございます。

まさに八幡振興統括を中心として各部各機関が連携されて、地元ファースト、地元主導の元気なまちづくり、これをサポートして欲しいと思います。美しい城下町のたたずまいに引かれて往来が増えてくる。そして、町が活気づく。そんなようなイメージを抱いて。

自分自身、確かにあそこを歩いて何人もの人をあそこに御案内しました。みんなは、こんなにきれいだっただんか。こういうことを言われます。しかし、地元で御迷惑になるようなことはいけませんので、そういうところは、地元主導のまちづくり、そういうところの中で十分検討されて大いに活性化を進めていただきたい。こう思っております。

それから、市長さんにお尋ねしますが、国においても既にいわばこういういわゆる電柱地中化ということについての法律もできております。一頃は、議員連盟という形で、今のたしか東京都知事がやっておられたんじゃないかと思えますけれども、非常に日本中で進めるんだということでやっておられましたが、そういういわば国のほうの推進の形ができております。

それから、私は、ちょっと古くなりますけど、郡上広域行政で、30年ほど前でしょうが、第1回目の郡上広域行政の海外視察研修、議員、職員、そして地域の方と3分野の方がそれぞれ参加された研修でしたが、その第1回目に目指したところがドイツのローテンブルクというまちでした。

人口が1万数千人のちっちゃなまちですけども、城壁に囲まれて石のまちなんです。そして、第二次世界大戦でやられたけれども、それを復元してきたというまちでありましたけれども、本当に息をのむ美しさでありました。しかし、そのまちは誰が造ったかという、まさにそこに住んでみえる皆さんが時間をかけて手作りで造られたと。

今日におきましては、さらにSDG sあるいは環境問題も含めてこうした高みを目指していく。年月をかけてやっていく。これは観光立市にもかなうことではないかと思うんですけれども、市長さんから……。

このマスタープランにも、実は、いわば歴史的環境保全ゾーンということで新町の連続する登録文化財の町並みとか旧庁舎記念館へ続く各種の公共施設における古い保存された建物をつなぐところもゾーン化されておまして、ここを整備すると書いてありますが、できればこういう電柱の地中化が進むといいというふうに思っております。市長さんのお考えをお聞きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 郡上八幡北町の無電柱化事業は、建設部長が答弁しましたように本当に7年の

歳月をかけて、そしてまた事業費13.2億円という巨費を投じてようやくできたということ、本当にありがたく思っております。

住民の皆さんの御協力もちろん、そして予算を議決していただいた議会の深い御理解、また中部電力、あるいはN T T、こうした電力業者、通信業者の皆さん、事業者の皆さんの御協力を頂いたことありがたく思っております。

いろいろ、効果については、災害時の安全あるいは道路交通の安全、そして景観の整備というようなことでありますけれども、本当によかったなというふうに思っております。

ただ、こういう事業は今までなかったものを新しく造って現にあるという事業と違って今まであったものがなくなるということで、その効果をともすればなかなかつかみにくいという点もあろうかと思います。

そういう意味で、建設部には、とにかく、先ほど建設部長も言いましたけれども、ビフォー・アフターの写真を十分撮っておいてくれということを申し上げまして、整備前はこういう状態だったものがこういうふうになったということを広く市民や観光客の皆さんにも御理解いただきたいというふうに思っております。

八幡の北町あるいは八幡の町は、重伝建の選定ということを契機にして、建築物の修理・修景事業、そして無電柱化事業、そしてまちなみ交流館の整備等々をやってまいりました。

いよいよ、また郡上八幡城の耐震化という問題も控えております。そういうことで一連の事業を進めながら魅力を高めていきたいというふうに思っておりますが、そのほかのところはどうだと。こういうことであります。

私としてもぜひこうした事業を今後順次やっていければというふうに思っていますが、何せ非常に巨額であるということでございます。今回の事業も、大体、国の補助が45%ということで、あとは合併特例債であるとか一般財源ということですので、大変、どこそこも次から次へやるというふうにはなかなか財政事情も許さないところがございますので、今回の事業を十分評価いたしまして、今後のまたいろいろ整備は課題として考えていかなければいけないと思っておりますが、先ほどもお話がありましたように、今、特にまた八幡の南町等も含めて、いわゆる歴史まちづくり法という法律がございますが、歴史的な風致を生かしながら町をつくっていく。魅力を高めていくと。こういうようなことも併せて進めていきたいというふうに思っております。

すぐまた次から次へと無電柱化事業を展開するという状況にはないのかなと思っておりますけれども、いずれにしろ、いろんな意味で、住む人にとっても、あるいは訪れてくださる皆さんにとっても魅力のあるまちづくりをしていきたいというふうに思います。

(4 番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中義久議員。

○４番（田中義久） よろしくお願ひいたします。

時間が押しておりますので、進めさせていただきますけれども、実はこの問題を自分が考えたときにある人と相談しましたら「これだけは、田中君、気をつけよ」と言われました。

それは郡上おどりや白鳥おどりが行われるのが町の中なんですね。そうしますと、必然的に今まで電柱にスピーカーをつけたり照明をつけたりしていたわけです。それがもしなくなってしまうとどうやって照明をつけるんですかと。こういう話になったり、スピーカーはどこにつけるんですかと。こういう話になります。

幸い、大手町ではちゃんとそういうことの配慮をしていただいた工夫が今回はされました。今後、進めていただきたいわけですが、そういう郡上八幡あるいは白鳥おどり、町なかのそういう施設を使って、ちょうどディズニーランドのパレードみたいなことなんですけども、そういうふうなむしろ仕掛けをしっかりとあらかじめつくっていくと。

そういうふうな音響設計あるいは照明。町が舞台という。これは町の皆さんとの御相談ですから勝手にはもちろんできませんけれども、そういう点も注意しなければいけないというのが御指摘としてありましたので、添えておきます。

２つ目に移らせていただきますが、今回、もちろん、日置市長さんは、私も実は承知していますが、林務課長、県の、やられておられましたし、山林協会の会長であるとか、非常に林政に造詣が深いといえますか、御経験のある方でありますので、当然のことでありますし、我々もそこを心強く思っておりますが、施政方針の中で、大変、前向きに積極的に脱炭素社会の実現に向けても植林保育の推進や木材利用の拡大を図ると。

あるいは、具体的には、ＩＣＴ技術を活用したスマート林業の導入支援あるいは郡上森林マネジメント協議会の体制強化、こういうことも含めまして打ち出させていただきました。

自分も所属する産業建設常任委員会からも市長提言をさせていただいた部分がありますが、非常にこれらを盛り込んでいただいたなということであれしくお聞きした次第であります。

森林環境譲与税が使われずに基金化しているとか、あるいは、いろんな報道もありますが、郡上市では余すどころか基金に一旦積んだものも取り崩して２億５,０００万円の事業を組まれたと。こういう新年度予算でございます。

一言、熱い思い、今の時代においてこういう林政を私はやると。そういうコアな部分を、短くて結構ですが、お願ひいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えします。

森林林業の関係につきましては本当に課題が尽きないわけですが、ただいまお話がございましたように議会からも提言を頂きました。また、森林づくり推進協議会からもご提言を頂くと。

推進会議からも頂くというようなことで、できるだけそうした御提言に応えていきたいということとで予算を組まさせていただいたんですが、議会からも、あるいは森林づくり推進会議からも御提言があった中で、特に特徴的にはいわゆる所有境界の明確化と。これがないと何ともならないというお話がございます。

それから、そういう仕事を、今、市のほうからも委託しておりますし、そのほか、郡上市の林業としても、いわゆるサプライマネジメントというか、そういうシステムをつくるというミッションも持っている郡上森林マネジメント協議会のいわば戦力の強化というようなことをしてほしいと。こういうことでございましたので、そうしたことに注力したつもりでございます。

境界の明確化というのは、今、市が主体になっていわゆる環境譲与税を使ってやっております森林経営管理事業の一環として行っているものと、それから、当然、林業経営として森林組合やその他林業事業体が森林経営計画を立てながら施業と結びつくような形でこれもやっていただいている境界明確化という2つの事業がございます。

前者のほうについては、今回、そうした事業をやるために令和3年度の5,800万円ぐらいの事業費を1億1,000万円余というような形でかなり多く組みまして、積極的にやっていただくということを考えております。

対象の箇所も令和3年度の5か所から令和4年度は11か所というような形で取り組んでもらいたいというふうに思っておりますし、森林組合や林業事業体における森林経営計画を立てる一環としての所有境界の明確化についても森林整備地域活動支援交付金というもので進めていただくということで所要の予算を組んだところでございます。

それから、郡上森林マネジメント協議会も森林組合で事務局的な機能を持っていただいて森林組合の職員等の兼任とか何かでやっておりましたが、どうしてもマンパワーが少し足りないということとでありますので、これにつきましても現在の体制が4人体制でその中にも兼務も大分あるという中で来年度は7人という形で事業に取り組んでいただくことといたしております。

そういうことで、マネジメント協議会への補助金も、ほぼ倍増に近く、倍増までは行きませんが、1.7倍の8,400万円というような予算を組んで戦力アップを図ろうということでございます。

そのほか、いろいろ、森林の作業のIT化であるとか、ITといいますか、テクノロジーを使っ
てのスマート林業の導入であるとか、その他、いわゆる架線集材による主伐、再造林事業とか、そういうような事業も進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほどお話がありましたように今年度は森林環境譲与税の見込みが2.3億円ということでございますし、これを満度に予算の中に組み、そして、基金を取り崩してまでということもおっしゃっていただきましたが、この2,000万円は、今年度、不執行になる分を取りあえず区分けして森林の基金に保留して、取り崩して使うことは当然でございますので、これも

組み込んで令和4年度に大きな不執行を残さないように頑張りたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。

郡上市内の林業従事者あるいは木材や山の関係の皆さんに非常に有力な御熱心な方が大勢見えますし、それから産業としての勢いというものを私は感じております。

自然と御先祖様の贈物である身近で再生可能な木質資源をエネルギーとして活用することは大いに脱炭素社会のためになる大事なことであると思っております。ぜひ、木の国・郡上が飛躍する、そういうふうに大いに努めていきたいと思いますというふうに思っております。

あと2点あるわけですが、まとめてお聞きします。

一つ、少し今も言葉に出ましたけれども、新しく森林経営管理制度に取り組みます。要するに適切に管理されていない森林について手を入れていこうということでありまして、これは大事なことで、こういうことが始まっていくんだということに期待を持っております。このことのお話を少し。

それから、その次は私がまちを歩いていつも皆さんからよくお聞きするのは、どこの地区でもそうですが、八幡に限ったことではありませんが、当然、地形からいけば、山の北側のエリアは日陰になるんですね。

しかも、木の成長によって、私の若い頃はという話を常にまちの方が言われたりする場合もあるんですけども、要するに、どうしても木の成長によって日照が減少する、日当たりが前より悪くなったのではないかということをお聞きすることが多いんですね。山の木を切ってほしいなど。こういう声ですが、こうした場合、よく僕も林務課に相談して、生活保全林整備事業、これで対応しましょうと。こうなるんです。

今回も事業が新年度予算を組まれております、しっかり。しかしながら、この場合は、いわば人家から30メートルまでの範囲なんですね。比較的、近いところのところで、そして小規模なエリアです。そうすると、30メートルより遠いところ、中腹とかあまり手をつけ難い部分の頂上部に近いところ、そういうところの対応をどうしたらいいのかなと。こういうことであります。

私は仮に質問通告の中で大規模生活保全林整備事業と勝手に名前をつけましたけれども、こういう事案に対して、地主の方と周辺の住民の方、自治会、そして保育にも有効・有益、そして場合によっては切り過ぎて災害になってはいけませんから、そういうこともしっかり専門的な見地から物を言っていたかと。

そういう相談・指導体制、あるいは調整、それから補助金をしっかり上乗せをして大規模なものにも対応していくんだと。こういうふうな御支援をお願いしたいわけでありまして。ぜひ農林水産部

長からいい御答弁を頂きたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、最後の答弁、回答をさせていただきたいと思いますが、1点目、森林経営管理制度ということです。

こちらは、御承知のとおり、平成31年4月、いわゆる令和元年度から始まった制度であって、これまで市町村については例えば治山であったりとか災害とかそういうケースは森林整備をすることができましたが、基本的には所有者整備という形でありました。

さりとて山林がなかなか整備が進まない中で、経営管理がいわゆる適切に行われていないところについては、市町村が関与し、いわゆる所有者の方から経営管理権という委任を受けながら市町村自らが整備をするか、あるいは、委託を受けたものを、やる気のある、意欲と能力のある林業経営体、これは県が認定される事業体になりますが、そういうところへ再委託しながら森林整備を進めて適切な森林経営が進むように行っていくという制度であります。

一応、こちらについては令和元年度から始めたわけですが、最初については少し手探り状態のところ、2地区で取組をさせていただきました。八幡の初納と白鳥の向小駄良です。

もともとこのところを進めていこうという思いの中は、いわゆる木材生産林のような経済活動でやれるところは基本的に林業の中で整備していただきたいと。それよりも経済性の乏しい、いわゆるゾーン分けでいうと環境保全林と言っている箇所についてはどんどん不在地主の方も増えてくるとなかなか整備が進まないだろうと。これこそが市が関与しながら災害防止の観点も含めて進むべきということで取組を始めた事業になります。

一応、元年度からこの制度が始まることは分かっておりましたので、前年の30年度のうちに、取りあえず、図上、机上のところから県と市で連携しながら39か所を選定しました。早急にやらないと災害のリスクが高いというイメージの中で、39か所、約1,000ヘクタールを選定しております。

その上で、そうしたものは森林づくり推進会議にも御意見を聞きながら今進めておるところであります。元年度に2か所を進めさせていただいて、そういったことの中で一定限の事業の進め方がある程度分かってきたので、大体のスケジュールでいうと、1年目に地域へ入ってお話をして所有者の方の合意を得ると。結果的には法的に経営管理権というものを市がしっかり取得すると。

次いで、2年目としては実際の測量や境界の明確化を進めていく。その上で3年目に施業プランというどういう整備の仕方がよろしいかを決め、4年目に整備というのは一つの流れですけども、これは移行が早く済んで境界明確も早く済んでいければ加速した形の中でどんどん先に進めていくということになると思います。

先ほど市長がお答えしたようにそういう意味で来年度は予算も1億1,100万円と非常に大きなもので予定箇所としても11地区を予定しておると。これは市だけではなくて連携するマネジメント協

議会の体制が強化されましたので、そういうことも含めてこのことを推し進めていきたいということが一点です。

時間がないので、続いてもう一点の大規模生活保全林事業ですが、こちらも森林環境税を財源として始めた事業です。

事業とすると、まずは生活保全林という集落から30メートル幅というのは市の決めたものではなくて、県の森林整備配置計画の中で生活保全林として決めたエリアが30メートル幅。市内全域で5,496ヘクタールあります。

ここを整備していくことについては、当然、災害リスクもそうですが、蓑島議員の質問のときにお答えしたようにバッファゾーンという整備の部分もありますし、切ることによって日照が確保されるというイメージもあって環境税を使いながら整備してきました。

これは、2年度は市自らが、初年度でしたので、やっていきましたが、3年度からは、地域の方に山林に意識を持ってもらいたいということで、100万円以下のものについては、補助事業を設けて、できるだけスピーディーに事業を進めたいと。

ですので、100万円以下のものは補助事業とそれ以上のものは市が直接行うという2本立てですが、御提案の補助金の金額を上げたらということですけども、事業費が100万円以上になるようなものについては安全度の面から逆に市がしっかり設計しながら市自らが行っていくほうが望ましいということで、補助金を上げるという形というよりは、市がやるか、もしくは、補助金も一回こっきりではありませんので、100万円の範囲でやるところを例えば4年度にやって、その隣は5年度でやっていくと。そういうようなやり方も組合せの中で現行制度の中で進めればと思います。

あとは、最後、奥までもということですけども、こちらについては、一点、しっかりその奥が民間のところでの森林計画が策定されておればまずはそこを整備していただきたいと。ですので、地域で生活保全林でやる機会のときに経営計画をお持ちの事業体にお声がけをして、このときに一緒に併せて整備したらどうかという働きかけが一点。

もう一点は、その場所が環境保全林という地域であるならば戻って森林経営管理制度の中で市がしっかり意向を聞きながら市としてやるという方法ももう一点はあると思いますが、いずれにしても現行にある制度の中で大切な財産である山林整備を進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(4 番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4 番(田中義久) 最後の演説にもう少し時間を取ればよかったんですけど、ありがとうございました。

大変、意欲的な新年度へ向けての事業計画や予算ということで喜んでおりますが、最後のことは、

地域の皆さん、いろんな地区で聞く声なんですね。自分の山でないと自分で切れんということもあつたりしまして、ぜひ今言われたような方法の中で取り組んでいただきたい。また、私たちも地域の中で取り組んでいくというふうにしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は13時55分を予定いたします。

（午後 1時41分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時55分）

◇ 原 喜与美 議員

○議長（山川直保） 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） それでは、一般質問をさせていただきます。

令和3年度3月議会の一般質問にて初めて大トリを務めさせていただきます。同僚議員の皆さん方から大変お励ましいただいておりますが、大トリといたしましてはいささか力不足の内容で誠に申し訳ありませんが、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

質問に入ります前に、同僚議員からもお話がございましたが、ウクライナとロシアの紛争につきまして、ますます泥沼化し、毎日、悲惨な報道がなされております。戦渦により犠牲になられた多くの皆さん方には心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、けがや被害を受けられた方々、余儀なく避難を強いられた方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早くこの紛争が収まることを祈り、平和な日常が戻ることを心からお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回も、2点、質問をさせていただきます。

まず、最初に子ども食堂への支援の対応ということでお伺いしたいと思います。

郡上市内には子ども食堂またはそれに類似した施設がどれくらいあるか、また運営状況はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思いますが、私が知るところでは二、三か所あるように聞いております。

私自身、子ども食堂の実態をよく知りませんでしたが、同じ白鳥町内の個人の方で、自費と自前でもって自宅で子ども食堂を運営しておられ、付近の子どもたちの憩いの場として提供し、活動しておられます。

活動自体が素晴らしいことであり、ボランティアで個人的に始められたとのことに驚きまして、御本人にそのいきさつをお聞きしてまた感動を受けました。そこで、行政面での協力や支援ができないものか、検討いたしておるところでございます。

子ども食堂の開設のきっかけについては、御自身の学生時代の不登校の経験から不登校の子どもたちの居場所づくりを思いつき、そうした子どもたちを一人でも多く預かって居場所をつくり、救ってあげて自立へと結びつけてやりたい、その願いから決意されたということでございます。

食事を提供しないで遊ばせておくだけの方法もあるとのことですが、御本人は食品衛生管理者の資格を持っておられまして、簡単なメニューの飲食や弁当作りはできるとのことです、そうした食べ物を安価な価格にて提供しておられます。

開設までの資金や準備につきましては、友人や知人の方々から器具や道具または資金的な援助も受け、地元の企業さんからも資金援助を受けられ、特に社会福祉協議会の御協力を頂いて昨年の6月に開設されたということでございます。

食材については自宅の畑で作った野菜また近所の方々からのもらい物で賄い、魚とか肉については自費で購入し、お米は社会福祉協議会からの支援を受けているということでもあります。

現在はコロナ感染症の影響で思うような活動ができていないのが現状であるようですが、毎週金曜日と第2・第3の土曜日に開かれまして、月に6回の運営をしてみえるそうでございます。

子ども食堂とはいえ、親子で参加も大歓迎ということで広く地域の方々にも参加してほしいと話しておられます。現在の利用者は地元の小学校の児童で、多いときでございますが、10人前後の子どもが集まって楽しく過ごしている模様でございます。

子どもたちが飽きないようにと、毎回、趣向を凝らし、たこやブーケなどの簡単な手芸品づくりや餅つきなどを催して子どもたちに楽しい時間を提供できるよう努めておみえです。

現在は不登校の子どもはいないようですが、通常の子どもたちが学校の帰りや休日に利用しているということでございます。

そこで、御本人に運営上の悩みを聞いたところ、開設のきっかけとした不登校や学校へ行けない子どもたちに対し、こうした施設のあることを広く知ってもらうことが大切であり、そうした子どもたちに声をかけるといってもその子どもたちが分からないのとプライバシーもあってそうした情報を知り得ることが難しく、またそうした家庭の方々もあまり口にされないことからどうやってそうした子どもたちに手を差し伸べていくのが一番の難題であり、悩みの種であるということでありました。

一人でも多くのそうした境遇の子どもたちを救いたくてもうまいかず、歯がゆい思いをしておられるのが現状でございます。資金的な援助も必要かと思いますが、そうしたソフト面での支援を含め、社会福祉協議会の協力を頂いてそうした悩みの解消を検討していただきたくお伺いいたすも

のでございます。

現在の社会におきましては子どもたちに限らず地域の方々を対象としたサロンの憩いの場または語らいの場の必要性を感じます。こうした施設も市内には一、二か所ありまして、どれも個人的にボランティア活動として開設されていることを私も承知いたしております。

特に核家族化や共働きまたは片親家庭による子どもたちの居場所づくりが大切であります。こうした施設の開設また運営にできるだけの支援の目を向けていただきたい、そう思うわけであります。

白鳥町で開設してみえる方は、社会福祉協議会の職員さんや関係者の皆様には本当によくしていただいております、大変、今、ありがたく思っているということで喜んでおられますが、さらに手助けが必要かと思われます。

個人的なボランティア活動でありますので、行政面での支援は難しいかとも思いますが、社会福祉協議会のお力を頂いて支援の輪を広めていただければありがたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

子ども食堂や地域食堂には様々な運営形態があり、参加費、開催頻度、メニューも食堂ごとに違いがあります。明確な定義があるわけではなく、安価な料金または無料で子どもや親子に食事を提供する場とされているところや、子どもが一人でも利用でき、地域の方たちが無料あるいは少額で食事を提供する場所とされているところ、単に子どもたちへの食事提供の場としてだけではなく地域住民のコミュニケーションの場となっているところもあります。

また、子ども食堂と呼ばれてはいないものの地域で子どもの居場所を提供している団体が毎日食事を提供したり、学習支援のための団体が学習の前後に食事を出したり、高齢者のための集まりの場を子どもや子育て世代にも開放し、多世代が交流しながら食事を取ったりするなど実質的に子ども食堂と同等の役割を果たしているケースもあるとされております。

子ども食堂はSDGsの目標である「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」などに関わってくる活動と言えます。

現在、市が把握しています子ども食堂または地域食堂として活動してみえる団体は3団体であり、これらの団体の運営活動に係る費用は、利用者からの参加費や募金、手作り雑貨を販売することで得る収入等にて賄っておられます。この3団体のうち2団体が社会福祉協議会にサロン登録をしておられ、サロン活動推進事業による年間1万円の助成を受けておられます。

また、同じく社会福祉協議会が実施する地域における支え合い活動団体立ち上げの際に支給される20万円の助成金の一部を食堂の施設整備に充てて活動を拡充させた団体もあると聞いています。

なお、運営スタッフは団体代表者の家族や無償のボランティアにて構成されているとのことでした。

国が子どもの貧困対策の推進に関する法律において都道府県に子どもの貧困対策計画の作成を行うよう義務づけていることから岐阜県でも計画を定めており、さらにその実行計画として岐阜県子どもの貧困対策アクションプランを令和2年3月に策定しております。

このプランにおいて子どもの学習支援や子ども食堂等の居場所づくりを積極的に支援しており、子ども食堂の活動は全国及び県内でも広がりを見せている一方で本当に必要とする子どもに支援が届きにくいことが課題でもあるとされております。

郡上市においても県からプランの内容に関連した実態把握の要請を受けて市内の子ども食堂の一つにヒアリングを行ったところ、団体代表者からは、食堂の周知方法や利用を進めたい、子どもの把握等が課題であるとお聞きしました。また、温かみのある手作りの運営は大変よいことであるという反面で資金面では苦しいところもあるとのことでした。

行政による資金的支援につきましては、現在、郡上市では支援を行える事業を実施しておりますが、国・県では、子どもの学習支援、子ども食堂の運営について支援する補助事業を実施しており、県内においても、この事業を活用して、食材の材料費、消耗品や備品購入の経費等、運営に対して年間20万円から30万円を上限として補助を行っている市もあります。

しかし、この補助事業制度を活用する場合に、利用者の限定、実施方法の条件等があることやニーズの把握が難しく利用者が少ないこともあり、要件が比較的緩やかな市独自の助成金事業を実施したり、社会福祉協議会が寄附を募って運営費の助成をするなどいろいろな形で試行錯誤しながら居場所づくりを支援しているといった状況です。

子ども食堂のような自発的な取組に対しましては、金銭的な支援の必要性は認められると思いますが、地域内のニーズや運営者の御意見もお聞きしながら国・県の補助事業の活用なども含めてよりよい支援方法の検討が必要であると考えております。

市内の子ども食堂の周知に関しては社会福祉協議会にボランティアだよりへの記事掲載等の御協力を頂いておるところでございますが、特に不登校や子どもの居場所へのつなぎについてはプライバシーや子ども本人の心情など十分な配慮をした上での対応が必要となります。学校や教育委員会と子ども食堂の存在や魅力を伝えるためのアプローチの方法について連携を図りながら検討を行いたいと思っております。

現在、把握している3団体については、いずれも開設して間がなく市内における前例がない中で先進的に活動いただいていることを大変ありがたく、また心強く感じております。

これらの活動が持続的に展開されるようソフト面も踏まえた支援策を検討していくとともに、子どもの貧困や不登校、ひきこもり等の課題に対しては、庁内関係課や社会福祉協議会との連携の下、多方面からの現状把握や実態に基づく効果的な支援策、子ども食堂と潜在的な利用対象者をつなげ

る仕組みづくり等について考えてまいりたいと思います。

近年では少子高齢化や世帯構成の変化により血縁や地縁などが希薄化傾向にあることから地域における支え合いの体制づくりや居場所づくりは今後の地域共生社会の実現において重要であると考えております。

こうした中、社会福祉協議会に登録があるサロン数は令和4年3月1日時点で199団体あり、サロンの種別は高齢、子育て、障がい、子どもから高齢者の一体型など多岐にわたっています。

今後においては、これらの活動の継続と多機能的な活動展開に対する支援について社会福祉協議会と連携しながら検討してまいりたいと思います。

御質問の中にありました共働きやひとり親家庭の子どもたちの居場所づくりとしまして、今後、今回、御紹介いただいたような子ども食堂という新たな取組も含めて近隣市町村の先進事例も参考としながら、地域、支援団体、行政等で協力体制を構築し、支援が必要な人もそうでない人も一緒に参加して地域みんなの居場所がつかれるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで、大変、心強く思っております。

特に先ほども申し上げましたように開設された御本人の決意の内容が自分自身の不登校の経験からということで、そのことをお話ししてもいいかと聞きましたら、「うん。言ってください」ということでしたので、今、あえてお話ししておりますが、不登校というのは本人にとっては大変なことだというのを経験した、その上で子ども食堂を思いついたということでしたので、こころの相談員の方々もおられるわけですが、不登校の方に声をかけるということ自体ができないということでしたので、こころの相談員の方々にもそういった施設があるよというような情報提供などもしてほしいという、そういう思いでございましたので、金銭的な面だけでなしにいろいろな面での支援をしてやっていただければありがたいということでよろしくお願いいたします。

それでは、この質問はこれにて終わります。次の質問に移らせていただきます。

次の質問は地域の自治会等が所有する集会所の活用状況と今後の利用対策についてお伺いしたいと思います。

市内の各集落また地域には、地域の住民の会合の場として、また憩いの場として各集落に集会所やコミュニティセンターが昭和40年から50年代をピークに設置・建設が進められました。しかし、人口減少が進み、また生活環境も変化したことによりこれらの集会所の利用が少なくなっておるのが現状であります。

これら施設を造ったときにおきましては集落内での葬儀の際にこうした集会所が重宝されましてよく利用されたものであります。しかし、現在は業者の方によるこうした施設サービスが始まり、葬儀等の利用は全くなかったように思われます。加えて、現在はコロナ感染症の拡大防止から集会等が制限され、集会所の利用が減少しておるのが現実であります。

地域によってはいわゆる小規模な自治会においても集会所はありますし、また私の近くでは各組ごとにこうした集会所が設置されているのが現状であります。しかしながら、現在はこれらの集会所の利用は全くと言っていいほどなくなりまして維持管理に困るのが現実でございます。

そうしたことから、地域では、これらの施設の今後の対応として、不要の場合は、取り壊すか、もしくは無償で譲渡を考えなければならない、そうした状況にあります。こうした場合、小規模な自治会やいわゆる組単位においてはその費用の工面が大変でございます。これらの状況に対して何かよきアドバイスはないものかと思案いたすところであります。

市としては、市有の集会施設等を各自治会へ無償譲渡し、なるべく市の負担を軽くするというような計画を進めておられるのが現状であります。市の財政も厳しい折から資金的な援助はかなり厳しいかと思われませんが、建設当時におきましては、どの地域においても念願の集会の場であって、大いに重宝し、利用されたものであります。しかしながら、先ほどから申し上げますように現在はほとんど利用がないことに加え、建設年数も経過したことから建物自体の老朽化も進んでおります。

市の将来像を考えると、小さな拠点づくりの構想の中ではある程度の規模の地域には今後もそれなりのそうした施設が必要かと思われませんが、現状のように地域の規模とか状況とかにかかわらず集会所が建設されている状態からこの先は維持管理に対する諸問題が増えていくと想定されます。

したがって、現在、市の財政も厳しい中であってこうした集会施設の修繕・改築にはそれなりの支援はなされておりますが、取壊しについては今そうした支援はございません。もしそうした何らかの手を打っていただければ幸いに思うわけでございます。それらを踏まえまして、よきアドバイスまたは対策の検討を願うものですが、そのお考えをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 今議会最後の質問となりました。私にとっても最後の答弁ということで、時間もたっぷりありますし、そういう状況であります。簡潔な答弁を心がけたいと思いますので、どうか御容赦願いたいと思います。

それでは、お答えをさせていただきます。

自治会等で独自に整備された集会施設が市内にも数多くあることは承知しております。しかし、施設や利用状況については自治会等の所有施設であるため市としては把握しておりませんが、人口減少によりまして自治会活動等の負担が年々大きくなっていることにつきましては役員の方などか

ら御苦労をお聞きすることがございます。

地区集会施設については、市が設置する集会施設を含め、現在でも自治会等で管理運営や光熱水費等の維持管理経費を負担していただいております。このような中で、集会施設の新築や改築、増築、修繕、購入、それから下水道切替工事、耐震補強工事につきまして、一定規模以上のものに対してとなりますが、補助金制度により支援させていただいているところでございます。

今後、人口減少がさらに進みますと現在の枠組みでの自治会活動やコミュニティ活動が困難になることは十分考えられます。自治会等の運営方法、集会施設の維持の在り方について御相談があれば他の自治会の事例などを調べて御紹介するなど随時対応させていただくこととしたいと思います。

現段階では全国的に見ましても集会所の取壊しに対する補助制度を設けている自治体は数少ないようであります。ですが、近い将来、維持が困難になる集会所が発生することも想定されますことから、自治会等からの御意見をお聞きしながら、解体経費等への支援制度も含めまして自治会活動や地区集会所の維持管理に関する支援制度を再検討していく時期が来るのではないかというふうに思っております。

また、既に取り組まれている自治会もあるかと思いますが、各自治会におかれましても、将来、発生する集会施設の修繕や取壊し費用について、将来世代への負担を軽減するためにも、事前に今から計画的な積立てなどを行っていただくことにより備えていただくことも一つの手法ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。

もう少しお話しいただいても結構でございましたが、今、御答弁の中でありましたように積立て等をしておく必要があるかと思っておりますので、そういった点についても各自治会にそういった御指導もしていただきたいというのと、それから、前向きな御返答を頂きましてありがたいんですが、修繕だけでなく取壊しというものも今後出てくるということで御検討いただければ大変ありがたいと思います。

市の財政も厳しい中でございますので、金銭的な御支援というのは大変かと思いますが、またいろいろな利用方法等についても何ぞどこぞにいい例などありましたらそういったお話もしていただければありがたいということで、各地域にあります集会所が老朽化もしていくという中で、今後、検討をしっかりとっていただきたいということでよろしくお願い申し上げましてこの質問を終わらせていただきます。

同輩の皆さん方から早うおけというお話がございましたので、時間を残しまして私の一般質問は

終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員